

第5章

～事業計画における施策の展開～

【基本目標 1】

— 地 域 に お け る 子 育 て 支 援 —

施策の方針①

『地域における子育て支援の充実』

◎急な用事等で一時的に児童の養育ができない場合、保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援

【現状と課題】

少子化や核家族化の進行、共働き家庭の増加、過疎化の進行、生まれ育った地域を離れる若者の増加などにより地域のつながりが希薄化し、子育てに何らかの不安感や仕事と家庭の両立に負担感を抱く保護者、一人で家庭のすべてを担わなければならないひとり親家庭など抱える悩みも多様化しています。

このような子育ての悩みを解消し、ゆとりをもって子育てを行うためには、安心して子どもを預けられる場所やサービスの充実が必要となっています。

本市では、以前より様々なサービスを実施していますが、利用に繋がっていないサービスもあります。利用拡大に向け、情報の周知と内容の充実が課題となっています。

【地域（事業所）や家庭の取組】

■ご近所や仲間同士で子どもの育ちを支え合い、声かけや見守りを行いましょう。

【行政の取組】

◆ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と自分の子育ての経験を生かして子育ての援助を行いたい人（提供会員）がそれぞれまず会員登録をしてもらい、お互いに助け合う相互援助組織のことです。現在、依頼会員数が増加傾向にある中、提供会員数については伸びておりません。潜在的なニーズはあるものの実際の利用につなげていない現状もあることから、提供会員数の増を目指すことで、より多くの人が利用できるよう充実を図ります。

◆子育て応援育児用品貸出し事業

乳幼児の健やかな成長を支援するとともに、子育て中の保護者の経済的な負担軽減を図ることを目的として、乳幼児の保護者等に子育て用品を無料で貸し出します。貸出用品は、チャイ

ルドシート、ジュニアシート、ベビーベッド、ベビーバスで、うさ児童館で実施しています。

◆子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

ショートステイ事業とは保護者の病気、育児疲れ、出産、出張等仕事や社会的理由により一時的に子どもを養育することが困難になった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等において一定期間子ども及び保護者を預かる制度のことです。

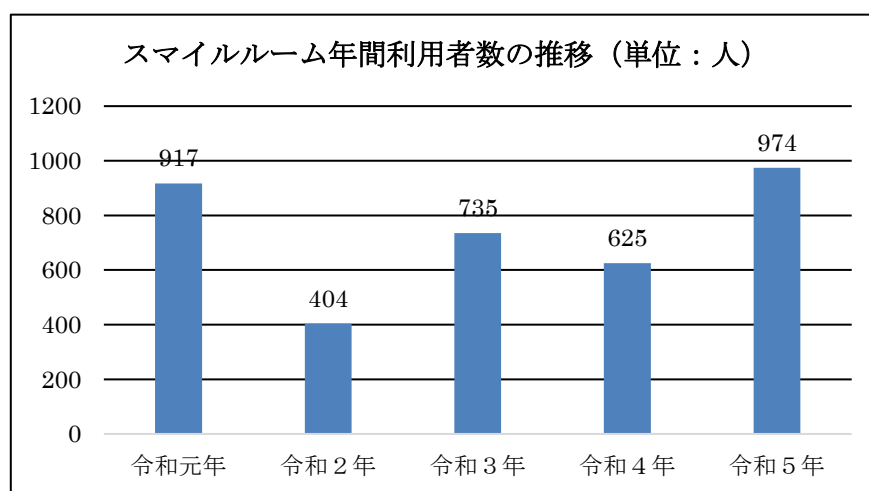
トワイライトステイ事業とは保護者の仕事やその他の理由により平日の夜間または休日に子どもを養育することが困難になった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、その他緊急の場合などに、子ども及び保護者を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う制度のことです。現在、市内には児童養護施設がないため市外の3施設と委託契約を行っています。また、本事業の子どもの預け先として里親やファミリーホームを活用することもできるため、地域における養育の担い手である里親が増加するよう、里親制度のより一層の周知・啓発に努めます。

◆病児・病後児保育事業

0歳から小学校6年生までの子どもが病気を患っていて、親が仕事や冠婚葬祭等何らかの理由で昼間保育できない場合に、専用室で預かり世話をすることで、保護者の子育てと就労の両立を支援するものです。

本市では、「くまのみどう小児科（スマイルルーム）」で実施しています。利用者からも好評を得ている反面、子どもが病気の時でも仕事を休めないという状況にある人も増えているという現実がうかがえます。

また、この事業の特徴として、出生数の減少もあり、年間を通すと定員は充足しているものの、感染症などの流行時には利用希望者が集中し、利用できないといった事態も発生していることから、今後も必要としている多くの人に利用していただけるよう2か所での実施を進めます。



資料：宇佐市庁内資料

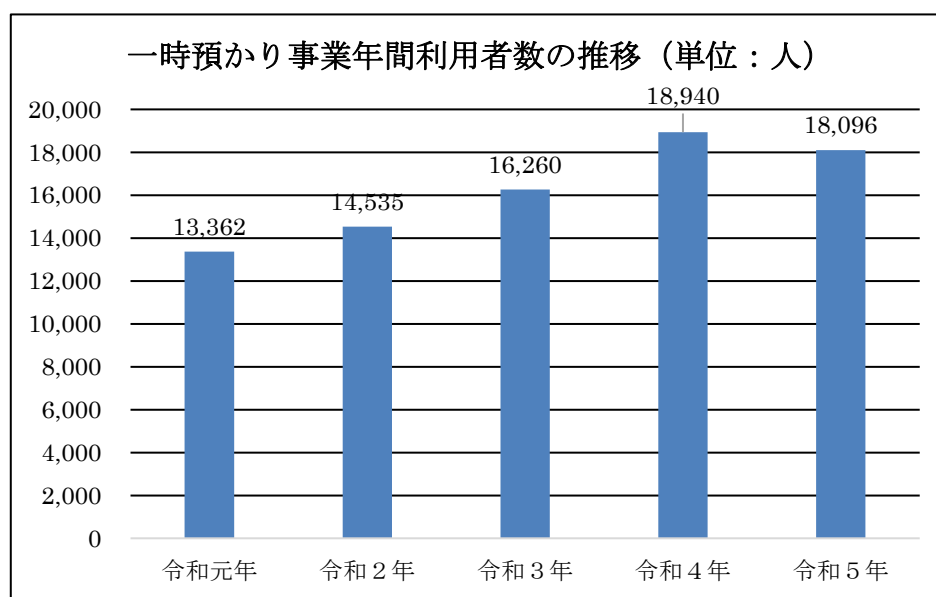
◆一時預かり事業

日頃、保育所などを利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情などにより一時的に家庭での保育が困難となる場合の支援や育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担感を軽減するための支援が必要とされています。また、1号認定で認定こども園を利用している家庭において、保護者の就労などの理由で、教育標準時間では送迎が間に合わない場合には預かり保育という支援が必要になります。

このような保育需要に対応するため保育所などにおいて、一時的に児童を預かり必要な保育を行う事業です。

1か月あたりに利用できる日数は理由に応じて異なり、パートタイム就労などの場合は14日まで、育児疲れなどのリフレッシュの場合は5日まで利用可能です。利用者数は増加傾向にあり、今後も需要の増加が見込まれることに加え、一時預かりに対する保護者のニーズも多様化しています。

今後は、保護者の利用希望や多様なニーズに対応するため、保育所などの事業実施施設数の確保や保護者がニーズに合わせて利用できるよう実施内容の充実を図ります。



資料：宇佐市庁内資料

◆乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備することを目的として、保護者の就労要件等を問わず、未就園（0歳6か月～満3未満）の子どもでも、月一定時間まで保育所などに通園できる事業です。

《地域における子育て支援サービスの充実 -目標事業量一覧-》

施策項目	現状事業量	目標事業量 (R7～R11年度)	関係機関等
ファミリー・サポート・センター事業 (うさっ子サポートセンター)	1か所	1か所	宇佐市社会福祉協議会
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)	施設3か所	施設3か所 里親2か所	子育て支援課
病児・病後児保育事業	1か所	2か所	
一時預かり事業	28園	28園	
こども誰でも通園事業	0園	7園	

施策の方針②

『教育・保育環境の充実』

◎各種教育・保育環境、待機児童の解消等

【現状と課題】

令和6年度現在、本市の教育・保育に関する施設は、保育所は16園（公立3園、私立13園）、認定こども園は13園（私立13園）の教育・保育施設があります。

令和7年度以降の教育・保育の利用に関する保護者のニーズ（潜在的なニーズを含む）に対する教育・保育施設における利用定員の確保状況については、宇佐地域では、1号認定（満3歳以上で、幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）での教育のみ希望）、2号、3号認定（保育所・認定こども園（保育所部分）での保育を希望）とも充足しています。

安心院、院内地区においても、1号、2号、3号認定ともおおむね充足していますが、安心院地区における3号認定の不足分については、年齢枠での調整が必要となります。

また、教育・保育施設を利用する子どもの安全・安心を確保するため、老朽化した施設の改修・改築等の整備も行う必要があります。

今後も国や県の動向や地域ニーズを的確に把握し、安心して利用できる教育・保育の利用定員の確保に取り組むとともに、保育士等や保育支援者の確保対策を行い、子どもたちの発達段階に応じた質の高い教育・保育の充実を図る必要があります。

【地域（事業所）や家庭の取組】

■待機児童解消などに努めましょう。

【行政の取組】

◆教育・保育の提供

幼稚園、認定こども園では、満3歳以上の子どもに対する学校教育を提供し、保育所、認定こども園では、保護者の就労や病気等で、家庭では十分に保育することができない子どもを保護者に代わって保育を提供しています。

令和6年度現在、市内の全地域で待機児童は発生していません。令和7年度以降も保護者の潜在的なニーズを含めた保育の利用希望に対応できる利用定員を確保していきます。

また、施設の老朽化も進んでいます。今後の施策としては以下の通りです。

- ① 待機児童が発生しないよう、既存の教育・保育施設の利用定員の調整等を行います。また、乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることから、教育・保育に携わる職員への研修を実施する等により専門性の充実を図り、質の高い教育・保育の提供が確保できる環境の整備を図ります。
- ② 障がい児保育を推進するため、障がい児保育についての知識・経験等を有する専任の保育士を配置して障がい児の受入れをしている保育施設に対し、その経費の一部を補助することで、障がい児の入所を円滑にし、処遇の向上を図ります。
- ③ 保護者が産休や育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設の利用ができるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、教育・保育施設の利用定員を確保するなどの環境の整備を図ります。
- ④ 老朽化した教育・保育施設の改修・改築等を促進し、子どもたちが、安全・安心に施設利用ができる環境の整備を図ります。

◆保育士等の確保対策事業

教育・保育の利用希望に対応できる保育士等の確保を図るため、基準上必要とされる職員数を超えて保育士、幼稚園教諭又は保育教諭を配置する保育所、幼稚園、認定こども園に必要な費用の一部を補助します。

◆保育士等人材確保支援事業

教育・保育の利用希望に対応できる保育士等の確保を図るため、保育所等に正規職員として就職した者に対し、就職を応援するための就職奨励金を交付します。

◆延長保育事業

保護者の勤務形態が多様化する中で、保護者の子育てと仕事の両立を支援するため、通常の保育時間終了後も保育が必要な子どもを保育施設において、保育を提供する事業です。

令和6年度は、保育所8園（私立7園、公立1園）、認定こども園6園（私立6園）で実施しています。延長保育は、当該保育施設に在園している子どもが利用することができます。

核家族化により、祖父母などの子育てに対する支援が受けにくい状況にあっては、延長保育の利用を希望する保護者のニーズが今後も見込まれます。現在の実施施設数を確保するとともに、保護者が利用しやすい環境の整備を図ります。

◆休日保育事業

保護者が就労のため、日曜日・祝日などにおいても、保育施設での保育を必要とする子どもに対し、保育を提供する事業です。令和2年度以降、実施施設はありません。

休日保育は、保育認定（2号・3号認定）を受けた保育施設を利用する子どもが利用できますが、保護者の利用希望が見込まれますので、休日保育実施施設の確保に取り組みます。

◆医療的ケア児保育支援事業

医療的ケア児の地域生活支援の向上を図るため、保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための看護師等の体制を整備した保育所等に対しての支援を行います。

◆教育・保育の質向上支援事業（キャリアアップ研修事業）

保育士等の専門性の向上及び技能・経験を積んだ職員に対する処遇改善に必要な加算要件である「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」で定められている研修を受講するために必要な支援を行います。

◆経済的負担軽減策

幼児教育・保育の無償化に伴い保護者の経済的負担を軽減するため、次のような経済的負担軽減策を実施します。

＜幼児教育・保育の無償化事業＞

満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者及び満3歳未満保育認定子どもに係る市民税非課税世帯である教育・保育給付認定保護者について、利用料を無償化します。

＜大分にこここ保育支援事業＞

満3歳未満の子どもに係る第2子以降の保育料を無償化します。

＜うさここ保育支援事業＞

満3歳未満の子どもに係る第1子（市民税課税世帯）の保育料の無償化に努めます。

＜副食費の免除＞

満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る副食費を支援します。

◆子育て支援事業の推進

親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、すべての子育て家庭を対象に「親育ち」の過程を支援していくことが必要です。

認定こども園では、子育て相談や親子の集いの場の提供など、保護者への支援を通して保護者自身の子育て力の向上を図り、地域における子育て支援体制の充実を図るなど、観点に立った子育て支援事業を実施しています。

また、保育所においても子育て支援事業を推進することにより、保護者の「親育ち」を応援します。

◆幼児『いきいき！』活動支援事業

本市の未就学の園児に音楽活動の場を提供することにより、子育て家庭と地域との交流、音楽文化の活性化及びいきいきとした子どもの育ちを支援することを目的として、宇佐市幼児音楽祭の開催に必要な費用の一部を助成します。

《教育・保育環境の充実 -目標事業量一覧-》

施策項目	現状事業量	目標事業量 (R7～R11年度)	関係機関等
教育・保育の提供	29園	28園	子育て支援課
延長保育事業	14園	13園	
休日保育事業	0園	1園	
教育・保育の質向上支援事業	キャリアアップ事業の実施	キャリアアップ事業の実施	
幼児『いきいき！』活動支援事業	10園	10園	

施策の方針③

『子育て支援のネットワークづくり』

◎交流の場、子育てサークル、情報の発信等

【現状と課題】

地域におけるつながりの希薄化や少子化、核家族化の進行、共働き家庭の増加等により、子育てに対する親の不安感や負担感は増大し、子育てに希望や意欲を持つことができず孤立している状況が増加しています。

このため、子育て中の保護者が、子どもや子育てについて、さまざまな悩みや不安を抱え、地域から孤立することがないよう、相互に交流するきっかけとなる機会や環境づくりを進める必要があります。また、育児不安や子育てなどの相談が気軽にできるしくみや必要な情報の提供方法の改善も必要です。

この様な現状のなか、子育て支援のサービス提供は、行政や福祉施設など各種団体が様々な形で行っていますが、必ずしも一体となった取り組みになっていない状況にあります。また、サービスを受ける側も情報元が異なるため、どこに相談すればよいか分からない状況にあります。このため、サービスを提供する行政や福祉施設等の連携した取り組みを行うことにより、効果的、効率的なサービスの向上を図るとともに、サービスを受ける保護者や子育てサークル・グループ等のネットワーク化も併せて構築する必要があります。

また、「子育てガイドブック」、子育て支援サイト「うさここ」や母子健康手帳アプリの内容の充実に向け取り組んでいますが、更なる情報発信に努める必要があります。

【地域（事業所）や家庭の取組】

- 子育てサークルや地域の子育てに関するボランティアグループを増やすとともに子育て支援のネットワークづくりをしましょう。
- 「子育てガイドブック」や子育て支援サイト「うさここ」、母子健康手帳アプリの活用をしましょう。

【行政の取組】

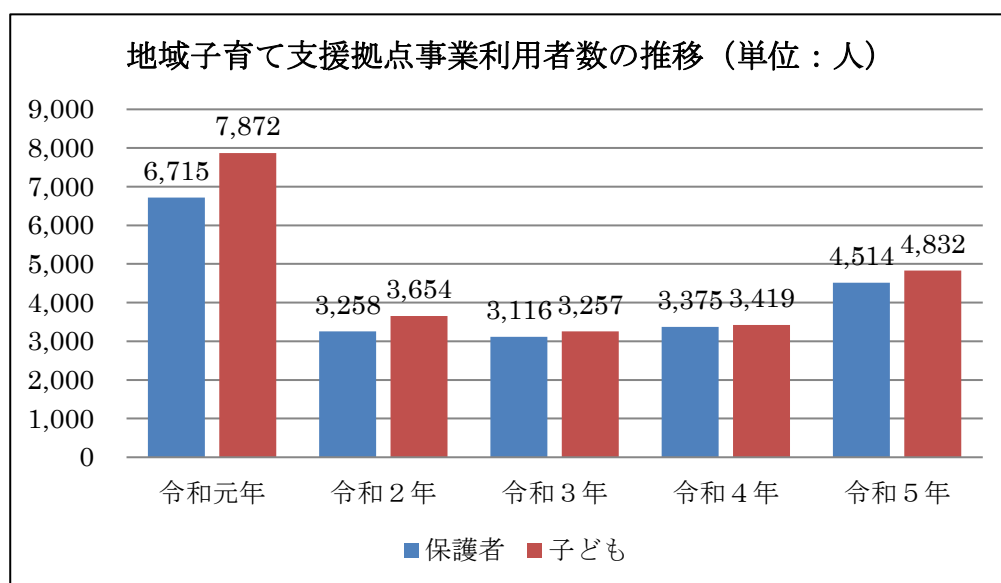
◆地域子育て支援拠点事業

この事業は、保育所等を拠点とし、子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置により、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。

子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の職員

を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

市内には、7か所の地域子育て支援拠点があります。核家族化が進行し、身近に育児の相談ができる相手がなく、近隣との交流が希薄になっている状況にあっては、乳幼児及びその保護者が交流を行う場として、地域子育て支援拠点が重要となります。令和2年度以降新型コロナウイルス感染症により利用者が令和元年度より半減した状況が続いていましたが、令和5年に入ってから増加傾向にあります。今後も利用者がより一層増加するよう周知に努めます。



資料：宇佐市庁内資料

◆ホームスタート事業

ホームスタートは、研修を受けた地域の訪問ボランティアが、産前の妊婦さんから6歳以下の子育て家庭を、利用者の依頼に基づき定期的に訪問する「家庭訪問型の子育て支援」です。

週に一度、2時間程度、定期的に訪問し、親に寄り添いながら、傾聴（相談事などを受け止める）や協働（育児や家事を一緒に行う）等の活動を行っています。

この活動により、利用者の抱える妊娠・出産や子育てに関する不安や悩みを軽減し、地域における子育て家庭の孤立感を解消することで、地域に踏み出して他の支援や人々とつながるきっかけづくりとしても機能しています。市内では、「ホームスタートとよかわ」の1か所で実施しています。今後も利用に繋がるよう周知に努めます。

◆児童館（子育てサロン）

子どもが自分たちで安心して遊べる場として、また、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにする役割の機能をもつ施設として「安心院児童館」と「うさ児童館」の2ヶ所に小型児童館を設置しています。そのうちの「うさ児童館」は子育て支援の中核施設と位置付け、施設内には遊戯室をはじめ、子育てサロン、図書室、調理室、体育館を設置し、市内の子育て施設や子育てサークル等と連携した取り組みを実施したり、子育てサークル等の育成や支援、情報発信などを行っています。

◆子育てサークルなど

子育てサークルは、保護者同士が子育てに関する情報交換や相互協力を行い、公民館や公共施設を利用し活動しています。しかしながら、活動の中心となり得る人材が不足しており、今後指導者などの確保と人材の育成が課題となっています。

そのため、「うさ児童館」の子育てサロンが中心となり、子育て支援のネットワークを構築し子育てサークルなどの連携や育成のための施策を図っていきます。

＜子育てネットワーク構築事業＞

市や事業所、団体、地域の皆さまが連携して子育て支援ができるよう、うさ児童館の子育てサロンを中心とした子育てネットワークの構築を図ることを目的に、平成 27 年に「こどもっと！ランド in うさ」、平成 28 年からは名称を「うさここ♡ハッピーフェスタ」に変え支援関係団体協働により実施しました。その後、令和 2 年度には「うさここネットワーク実行委員会」を設置し、各機関と支援状況などの相互理解を深めることや、子育ての問題のみならず家庭での様々な問題に対応できるよう重層的な支援に係る研修を実施しています。



うさここ♡ハッピーフェスタ

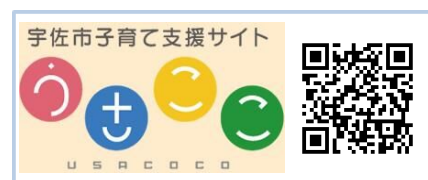
◆子育て情報の発信

①子育てガイドブック（うさここブック）

利用者が分かりやすく、子育てについての事業や制度、相談窓口などを掲載した「うさここブック」を作成し、配布しています。

②子育て支援サイト（うさここ）

市のホームページとは別に子育て支援に特化したサイトを作成・運営することで、本市における行政・民間の子育て情報の一元化を図り、また、市公式 SNS も活用し、効率の良い情報入手の機会を提供しています。



③母子健康手帳アプリ

母子健康手帳アプリから月齢に応じて子育てに役立つ情報を発信します。

④その他

「広報うさ」や市のホームページなどを通じ、広報活動を展開します。

◆子ども食堂

子ども食堂は、子どもが1人でも行ける無料または低額の食堂であり、子どもへの食事提供から孤食の解消や食育、さらには地域交流の場などの役割を果たしており、「子どもの貧困対策」と「地域の交流拠点」という2つが活動の柱となります。子ども食堂は地域の子育て支援において重要な場所となっています。

今後も子どもの貧困対策、子育て支援、虐待予防など多機能を持つ場所としての活動を支援する取り組みが必要です。

《子育て支援ネットワークづくり -目標事業量一覧-》

施策項目	現状事業量	目標事業量 (R7～R11年度)	関係機関等
子育て支援ネットワークの 充実	子育て支援関連の団体で「うさ ここ♡ハッピーフェスタ」開催 及び関係機関相互理解に繋がる 研修	子育て支援関連の団体で「うさ ここ♡ハッピーフェスタ」開催 及び関係機関相互理解に繋がる 研修	子育て支援課
子ども食堂	4 か所	6 か所	子育て支援課

施策の方針④

『児童健全育成の取組の推進』

◎親子ふれあい、健全育成事業

◎余裕教室等を活用した子育て支援サービスの推進

【現状と課題】

子どもたちが、健康な身体と精神を持ち、個性豊かに成長していくことは、親や社会の願いであり、責任でもあります。

しかし、近年の少子化や核家族化、女性の社会進出による共働き家庭の増加など、社会構造的な要因により、家庭における子どもの養育機能が低下してきています。そのため、行政や地域社会が一体となって親の子育てを支援し、子どもの健全育成を図る必要があります。

児童の健全育成には、空間（遊び場）・時間・仲間という要因が成長に大きな影響を及ぼします。そのため、地域において児童が自主的に参加し、自由に仲間と遊べ、そして放課後や週末も安全に過ごすことができる居場所づくりの確保が重要な課題となっています。また、一方で子どもが大人になっていくために必要な感性、社会性、自己抑制力、対人関係能力、コミュニケーション能力を培うなど、精神的豊かさを備える人間に育成することが求められています。

【地域（事業所）や家庭の取組】

■登下校中の児童への見守り、声かけを行い、児童健全育成に取り組みましょう。

【行政の取組】

◆児童館（子育てサロン）（再掲）

子どもが自分たちで安心して遊べる場として、また、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにする役割の機能をもつ施設として「安心院児童館」と「うさ児童館」の2か所に小型児童館を設置しています。そのうちの「うさ児童館」は子育て支援の中核施設と位置付け、施設内には遊戯室をはじめ、子育てサロン、図書室、調理室、体育館を設置し、市内の子育て施設や子育てサークル等と連携した取り組みを実施したり、子育てサークル等の育成や支援、情報発信などを行っています。

◆放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

共働きなどの理由により、昼間、保護者が不在である家庭の児童を対象に、授業の終了後、長期休み等、学校やその他の施設を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

この事業は、学校の余裕教室やその他の施設を活用し、市内25箇所で実施しています。なお、各児童クラブの運営については運営委員会等に委託し、実施しています。

各児童クラブの運営状況は、小学校の規模により大きな差があり、10人を下回る小規模クラブから、第2児童クラブが必要なクラブまで様々であり、クラブ毎の対策が必要となっています。

今後は、未設置地域のニーズを把握するとともに、入所希望の多い地域は第2、第3の児童クラブの増設や、小規模児童クラブについては個別な対策が必要となっています。また、専門知識等を有する支援員を配置し、障がい児の受け入れも可能となり、今後も資格を持つ支援員の増加を図っていきます。さらに、医療的ケアが必要な児童の受け入れが出来るよう体制整備を図ります。

また、多くの方が利用しやすいよう、低所得者対策として利用料の減免制度を実施するとともに、支援員の確保対策や処遇改善についても検討していきます。

◆小学生チャレンジ教室

放課後や週末などに公民館や小学校の余裕教室等を活用して、子どもの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域住民の協力を得て、学習や様々な体験・交流活動などに取り組む活動で、令和6年度は9か所で実施しています。今後も教室の開設に向け、地域の要望等の把握に努めるとともに、「放課後児童クラブ」との連携を図ります。

○放課後児童クラブと小学生チャレンジ教室の連携

放課後児童クラブと小学生チャレンジ教室を実施している小学校区については、一体型の設置に向け検討していきます。そのため、一体型に必要な要件をクリアできるよう連携していきます。

＜児童健全育成 目標事業量一覧＞

施策項目	現状事業量	目標事業量 (R7～R11年度)	関係機関等
小学生チャレンジ教室	9か所	8か所	社会教育課
一体型の放課後児童クラブ及び小学生チャレンジ教室	0か所	5か所	社会教育課 子育て支援課
放課後児童クラブ	25か所	27か所	子育て支援課
放課後児童クラブ待機児童数	0人	0人	子育て支援課

施策の方針⑤

『地域における妊娠期からの子育て支援を支える保健事業』

【現状と課題】

健やか親子21のアンケートでは、「お母さんがゆったりした気分でお子さんと過ごせる」と答えた人は平成30年度75.3%が令和5年度77%、「お父さんは育児をよくしてくれる」と答えた人は平成30年度59.6%が令和5年度60.3%でした。「この地域で今後も子育てしていきたい」と答えた人は平成30年度95.7%が令和5年度96%とやや増加しています。

赤ちゃん訪問時のアンケート（エジンバラ産後うつ病質問票）を用いた評価では7%の産婦に産後うつリスクがみられました。

妊娠期からの孤立を防ぎ、不安を解消し安心して出産でき、子育て期では乳幼児をもつ親が、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりと自信をもって子育てできるよう、同じ経験と気持ちを共有できる仲間との交流の機会や、気軽に相談でき、適切なアドバイスや正しい情報を得られる場を設けること、さらに家族や、地域全体で積極的に子育てをすることの意識啓発が重要です。引き続き関係機関、地域、医療、行政等が連携体制を整え、すべての子どもの健やかな成長のために、妊娠期から子育て期と切れ目ない支援ができる体制づくりを行います。

<参考資料>

内容	対象	平成30年度	令和5年度
お母さんはゆったりとした気分でお子さんと過ごせる	母親	75.3%	77.0%
お父さんは育児をよくしてくれる	父親	59.6%	60.3%
この地域で今後も子育てをしたい	乳幼児の親	95.7%	96.0%

健やか親子21アンケートより

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問人数	285人	277人	235人
エジンバラ産後うつ病質問票9点以上 ※産後うつのリスクがある人	14人 (4.9%)	30人 (10.5%)	17人 (7%)

赤ちゃん訪問時のアンケートより

【地域（事業所）や家庭の取組】

■子育て家庭が孤立しないように、妊娠期から声かけや見守りを行いましょう。

【行政の取組】

◆地域における妊娠期からの子育て支援を支える保健事業

母子保健事業では以下の各種事業を行います。保護者が気軽に相談できるよう保健師や栄養士、家庭児童相談員が対応し、必要に応じて関係機関と連携を図ります。また、妊娠、出産、子育ての悩みや相談は、常時窓口や電話、各種母子保健事業時などのあらゆる機会に対応していきます。

① 子育て教室

乳幼児をもつ親や家族を対象に、子どもの健やかな成長発達を促すための子育て学習会を定期的に開催します。「乳幼児の事故予防と救急法」や「乳児期全期の栄養講話及び実習」など、関心が高く子育てにいかすことができる内容を実施していきます。

② 親と子のふれあい広場

全ての乳幼児を対象に公民館などで保健師等が、身体計測、個別相談、子育て中の親同士が交流できるような機会を定期的に開催します。

③ こんにちは赤ちゃん広場（5か月までの乳児対象）

親と子のふれあい広場と同時開催で、身体計測、個別相談、子育て中の親同士が交流できるような機会を定期的に開催します。

④ ツインズ広場

主に乳幼児期の多胎児のお子さんの交流会を開催します。多胎児の子育てに役立つような内容や多胎児の子育ての体験発表など実施し、子育ての不安軽減に努めます。

⑤ こんにちは赤ちゃん訪問

生後 4 か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、乳児及び保護者の心身の状況、養育環境の把握を行い、子育ての相談、助言、子育て支援サービスの情報提供を行います。

⑥ 養育支援訪問

養育支援が必要であると判断した家庭に対して、訪問し養育に関する指導、助言等を行い、家庭の適切な養育の実施を確保します。

⑦ 育児相談（集団健診時）

子どもの発育や発達、育児に関する個別相談を、乳幼児期の健康診査と同時に実施し不安の軽減を図ります。

⑧ 母子保健推進員

母子保健事業にスタッフとして参加。会場での子どもの世話や親の相談相手をします。登録制

で、子育ての有償ボランティアです。必要に応じて増加します。

⑨ こども家庭センター事業

令和6年4月から子育て支援課にこども家庭センターを設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行います。必要に応じて個別にサポートプランを策定し、関係機関と連携し切れ目ない支援を行います。

⑩ 産後ケア

助産師等が中心となり、産婦の身体的な回復、授乳の指導や乳房のケア、心理的支援、地域で育児をしていく上で必要な社会資源の紹介等を行います。

《地域における子育て支援を支える保健事業 -目標事業量一覧-》

施策項目	現状事業量	目標事業量 (R7～R11年度)	関係機関等
子育て教室	10回	10回	子育て支援課
親と子のふれあい広場	36回	36回	
こんにちは赤ちゃん広場	適宜	適宜	
多胎児家庭の交流	年2回	年2回	
育児相談（集団健診時）	54回	54回	
こんにちは赤ちゃん訪問	100%	100%	
養育支援訪問	189件	適宜	
母子保健推進員	12人	適宜	
こども家庭センター	1か所	1か所	
産後ケア	42件	適宜	



妊婦・赤ちゃんふれあい広場



元気のでる子育て教室

【基本目標 2】

－ 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 －

施策の方針①

『子どもや母親の健康の確保』

◎妊娠・出産・子育て期までの母子保健

【現状と課題】

妊娠 11 週までに母子健康手帳の交付を受けた人は、平成 30 年度 91.6%、令和 5 年度 94.2%と9割を超えています。「妊娠に戸惑った」、「妊娠に気が付かなくて産科医療機関の受診などが遅れた」等が母子健康手帳の取得が遅れた理由です。妊婦健康診査を受けている人は平成 30 年度 99.8%、令和 5 年度 99.6%と高く、たばこを吸う妊婦は平成 30 年度 3.1%でしたが、令和 5 年度 2.1%と低下しています。令和 5 年度の母子健康手帳交付時のアセスメントでは、「妊娠を知った時はうれしかった」と答えた人は 87.6%、「不安やストレスがある」と答えた人は 78.4%、「相談できる人がいる」と答えた人は 98.8%、「協力してくれる人がいる」と答えた人は 99.6%でした。妊娠中の不安やストレスの内容は、「お腹の子どものこと」や「自分の身体のこと」、「上の子どものこと」などがあげられています。

妊娠中を心身ともに健康に過ごし、無事に出産を迎えるためには、妊娠の早い時期に母子健康手帳の交付を受け、妊娠中の健康管理を正しく行うことが大切です。そのためには、妊娠中の過ごし方や健康管理について正しい知識の普及に力をつけると共に、産科医療機関や関係機関と連携し、妊婦が安心して妊娠、出産できるよういつでも相談できる体制を確立する必要があります。

不妊治療については、平成 24 年度より治療費の助成対象者を第 2 子以降にも拡大しました。引き続き医療費の助成と不妊症に悩む家族へのサポートを保健所と連携し行うとともに、必要とする方が利用できるように周知に努めます。

子どもの健全な発育発達を促すためには、健康な生活習慣の基盤が形成される乳幼児期に、基本的な生活習慣や愛着形成を身に着けることが大切であり、そのための保護者への支援も重要になります。また、令和 5 年度乳幼児期のアンケートでは「家庭内での事故が起きたことがない」と答えた人は、平成 30 年度よりやや減少しており、家庭内での事故予防の意識啓発が重要です。家庭内の事故では 1 歳代が最も多く、転落や溺水、誤飲が多いです。子どもの病気や事故に対して親や周囲は、常に子どもの状態や環境を考慮してその予防対策を行う必要があります。

安全・安心な妊娠、出産と子どもの健やかな成長のため、妊娠期から出産、子育て期まで切れ目のない支援が重要です。

<参考資料>

内容	対象	平成25年度	平成30年度	令和5年度
妊娠11週までに母子健康手帳の交付を受ける	妊婦	93.1%	91.6%	94.2%
妊婦健診を定期的に受診する	妊婦	99.8%	99.8%	99.6%
たばこを吸う	妊婦	6.0%	3.1%	2.1%
家庭内で事故が起きたことがない	乳幼児の親	58.3%	74.6%	73.1%

母子健康手帳交付時のアセスメント・乳幼児健診時の保護者アンケートより

内容	令和5年度	妊婦さんの不安やストレスの内容	令和5年度
妊娠を知った時はうれしかった	87.6%	お腹の子どものこと	45.5%
相談できる人がいる	98.8%	妊娠中の自分の身体のこと	31.2%
協力してくれる人がいる	99.6%	出産のこと	32.8%
不安やストレスがある	78.4%	上のこどものこと	29.1%
		育児のこと	13.8%

母子健康手帳交付時のアセスメントより

【地域（事業所）や家庭の取組】

- 妊婦が安心して妊娠、出産できるよう、家族全員で協力し合い準備していきましょう。
- 保育所、幼稚園や認定こども園に通う園児の発育発達に不安や悩みを持つ保護者の相談を受け、発達相談会へ繋げましょう。
- 子どもや妊婦の近くでの喫煙は控えましょう。

【行政の取組】

◆子どもや母親の健康確保を支える保健事業

母子保健事業では以下のような各種事業を行っています。今後も継続して内容の充実や丁寧な受診勧奨や周知に努め、妊娠期から適切な健康管理や生活習慣の確立を目指します。

① 母子健康手帳の交付

妊娠後速やかに妊娠届の提出をし、母子健康手帳の交付を受け、妊娠期からの健康管理にいかし安心して妊娠、出産期を迎えられるよう図ります。その際、「母子健康手帳アプリ」を活用し、妊娠期からの情報や月齢に応じた情報発信を行います。

こども家庭センターの保健師が、妊娠届出を行った妊婦に対して母子健康手帳を交付し、妊婦の心身の状態や養育環境等についてのアセスメントと面接を行い、継続支援の必要な人を早期に把握します。サポートプランの作成や保健指導、妊娠期から利用できる母子保健や子育て支援サービスの情報提供を行います。

② 妊婦教室

妊娠中の夫婦を対象に妊娠・出産・育児についての正しい知識の普及と親としての意識の向上を図ります。夫婦そろっての体験型学習と相談、交流の場をもち安心して妊娠期を過ごし出産、子育てができるよう図ります。

③ 妊婦健康診査費助成事業

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診券を交付し、健康診査費用を 14 回分助成しています。

妊婦健康診査を受診し妊娠期の健康管理ができるよう図ります。健診結果から、医療機関と連携し保健指導を実施します。

④ 不妊治療費助成事業

不妊治療にかかる保険適用外医療費を、1 年度限度額 100,000 円を助成し、経済的負担を軽減するとともに少子化対策の推進をします。また、平成 27 年 10 月から大分県の制度改正に伴い、市は県の特定不妊治療助成事業に負担金としても助成しています。それに伴い、市では大分県の助成対象外の人工授精や県の助成要件外(年齢、回数等)の治療費などを対象とし助成の拡充を行っています。引き続き周知や大分県不妊相談センターの紹介を行います。

⑤ 乳児一般健康診査費助成事業

乳児期に必要な健康診査 2 回分の費用を助成します。月齢に応じた乳児期に必要な発育や発達状況を確認します。健診結果から医療機関等と連携し保健指導を実施します。

⑥ 子ども医療費助成事業

未就学児の通院・入院・薬剤等の医療費、小中学生の入院医療費の助成をしており、令和元年 7 月から小・中学生の通院医療費の一部助成、令和 3 年 10 月からは高校生等入院医療費の無料化と通院費の一部助成を開始しています。疾病の早期発見と治療を促進すると共に、保護者の経済的支援、子育て支援を図っています。また、感染症対策など予防医療を推進し適切な受診意識の働きかけを行います。

⑦ 未熟児養育医療給付事業

身体の発育が未熟なまま出生した赤ちゃんで、特別な入院治療が必要な児に対して未熟児養育医療を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。また、継続した相談、訪問を行い保護者の不安の軽減を図ります。

⑧ 育児教室

乳児の発育状況の確認や育児に必要な知識を学び、自信をもって子育てできるよう、月齢に応じた育児教室を毎月実施します。5 か月児のびのび教室では、身体計測、育児相談、絵本の読み聞かせ、離乳食の試食などを実施します。10 か月児すくすく教室では、身体計測、発達確認、育

児相談、栄養相談、歯の手入れとブラッシング法の学習など実施します。丁寧な受診勧奨と未受診者連絡など実施し受診率の上昇を目指します。また、参加状況など必要に応じて月齢や内容、時期等を見直して実施します。

⑨ 乳幼児健康診査事業（集団）

月齢に応じた乳幼児の健康状態を確認するため、乳幼児健康診査を毎月実施します。1歳6か月児健康診査では、問診、身体計測、歯科診察、歯科指導、フッ化物塗布体験、診察、育児相談、栄養相談、言語相談を実施します。3歳6か月児健康診査では、問診、身体計測、歯科診察、歯科指導、視能訓練士等による視能検査、診察、育児相談、栄養相談、言語相談、心理発達相談を実施します。丁寧な受診勧奨と未受診者連絡など実施し受診率の上昇を目指します。

⑩ 乳幼児発達相談事業

子どもの発育発達に不安や悩みをもつ保護者に対し、発育発達の専門スタッフによる診察や相談に応じ、適切な指導や疾病や障害の早期発見、早期治療、早期療育の支援を行います。年々相談件数が増加しており、必要に応じて開催回数や相談スタッフなど増やしていきます。

⑪ 予防接種

正しい知識のもと計画的に予防接種を行うことにより、疾病を予防できるように、接種勧奨や健康相談、周知に努めます。対象者が、個別に医療機関に事前予約をし、接種をする個別接種の方法で医療機関と連携のもと推進しています。予防接種法の改正に伴い平成26年10月から水痘、平成28年10月からB型肝炎が定期接種に追加され、平成28年4月から任意接種であるおたふくかぜワクチン接種、平成29年4月からロタウイルスワクチン接種費用の一部助成、令和元年度10月から子どものインフルエンザワクチンの13歳未満の2回目接種費用につきましても1回目と同額の一部助成を行っています。今後も継続して接種勧奨等で、保護者の理解を深め接種率の向上をめざすとともに、対象疾病の充実を図り、疾病予防に努めます。

⑫ 健康チャレンジ

健康の維持増進や生活習慣病予防には、一人ひとりが自分の身体や健康に関心をもち、健康づくりに意欲的に取り組むことが大切です。将来健康な生活を送るために、生活習慣の基盤が形成される乳幼児期から健康づくりに取り組むことが求められます。

認可保育所・認定こども園等と連携し、生活習慣の改善や健康づくりが生活に定着することを推進します。

⑬ 産前・産後等支援ヘルパー費用助成事業

産前・産後の時期に体調不良等により家事、育児等を行うことが困難な世帯に対し、家事等のサービスを利用した場合、利用料の一部を市が負担します。平成31年度から利用期間を産前8週から子どもが6歳になる年度の末日までに拡大し、産前・産後・子育て期の、身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図ります。

⑭ 成人の風しん予防接種費用助成事業

妊娠初期の女性が風しんに感染すると、ウイルスが胎児の目、心臓、耳などの形成に影響をおよぼし、「先天性風しん症候群」という障害を引き起こすことがあります。妊婦さんとご主人の風しん抗体価が低い方は、風しんの予防接種をすることで妊婦さんと赤ちゃんの健康を守ることができます。その予防接種費用の一部を助成し、風しんの予防と経済的負担の軽減を図ります。

《子どもや母親の健康の確保 -目標事業量一覧-》

施策項目	現状事業量	目標事業量 (R7～R11年度)	関係機関等
母子健康手帳の交付	適宜	適宜	子育て支援課
妊婦教室	6回	6回	
妊婦健康診査費助成事業	1人につき 14回助成	1人につき 14回助成	
不妊治療費助成事業	適宜	適宜	
子ども医療費助成事業	適宜	適宜	
乳児一般健康診査費助成事業	1人につき 2回助成	1人につき 3回助成	
未熟児養育医療給付事業	適宜	適宜	
育児教室（集団：5か月児）	24回	24回	子育て支援課
育児教室（集団：10か月児）	12回	12回	歯科医師会 子育て支援課
乳幼児健康診査事業（集団：1歳6か月児）	12回	12回	医師会 歯科医師会 子育て支援課
乳幼児健康診査事業（集団：3歳6か月児）	12回	12回	
乳幼児発達相談会	9回	9回	子育て支援課
5歳児発達相談会	5回	5～12回	子育て支援課 福祉課 学校教育課
予防接種			医師会 子育て支援課
・BCG	100%	100%	
・麻しん風しん混合 1期	96.8%	100%	
・麻しん風しん混合 2期	95.2%	100%	

施策の方針②

『「食育」の推進』

◎「食」を通じて親子が健やかに

【現状と課題】

第三次宇佐市食育推進計画中間評価におけるアンケート調査(令和5年度)では、平成30年度と比較して、食事バランス、食べ物への感謝、地元食材の利用、食品廃棄への関心の項目で改善がみられています。しかし、朝食欠食、野菜摂取、一人で食事をする等の多数の項目で改善がみられていません。また、子どもに比べて大人は関心が低い項目が多くあります。これらは、核家族や共働き家庭の増加、物価高騰による時間的及び経済的余裕の無さが背景にあり、食の大切さの理解や関心は進んでいるものの実践が困難な状況にあると考えられます。

しかし、食育基本法において健全な食生活を実践できる人間を育てる食育の推進は、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力の習得により行うものとされており、どのような状況においても食育が実践できる体制の整備が必要です。

そのため、家庭、教育機関、農林水産漁業者、食育活動団体等が地域一体となって、多忙な中でも日々の生活に取り入れられる食育支援や、大人になっても各ライフステージで継続できる環境づくりが求められます。

＜参考資料＞第三次宇佐市食育推進計画評価指標

対象	内容	策定時 (平成30年度)	中間評価 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
6～17歳	朝食を毎日食べる	91%	90%	100%
	野菜を毎食食べる	42%	40%	52%以上
	食べ物の安全性に関心がある	91%	89%	96%以上
	育てる、とる(収穫等)ことに関心がある	74%	70%	84%以上
	一人で食事をする(朝食)	17%	19%	14%以上
	一人で食事をする(夕食)	3%	3%	0%
	料理のしかたに関心がある	88%	86%	90%以上

歯科健康診査結果	対象	平成30年度	令和5年度
むし歯を持つ児の割合(3.6歳児健診)	3.6歳児	22%	13%
1人平均むし歯本数(3.6歳児健診)	3.6歳児	0.72本	0.48本
1人平均むし歯本数(学校保健統計調査)	12歳児	1.95本	1.86本

3.6歳児歯科健康診査・学校保健統計調査

【地域（事業所）や家庭の取組】

- 母親クラブ、子育てサークルで食育に関する意識を高めていきましょう。
- 保育所、幼稚園や認定こども園での食育をさらに推進していきましょう。
- 妊娠期から食育に関する意識を高めましょう。

【行政の取組】

◆「食育」の推進を支える保健事業

保健事業では以下のような各種事業を行っています。妊娠期や離乳食期などを通じて規則正しい生活リズムの確立や朝食を摂取するなどの食習慣に対する意識の向上を図ります。また、食育について学ぶ機会を提供し、普及・啓発を図ります。

① 妊娠期からの栄養指導

母子健康手帳交付時に、食生活の見直しや規則正しい食習慣の確立の意識づけを行い、必要に応じて妊娠中に栄養指導を実施します。「妊娠期・授乳期の食習慣」、「からだにやさしい食事（減塩）」、「葉酸をとりましょう」など食育の啓発をします。

② 離乳食教室・相談会

乳児期の教室や相談会において、試食やフードモデル等の提示を交えて、離乳食の始め方、月齢に応じた食材や形態等の進め方について伝えます。様々な食経験を通じて、保護者が料理して与える楽しみ、子どもの食べる楽しみに繋げていきます。

③ 幼児健診等における栄養相談

1歳6か月、3歳6か月、5歳と離乳食から幼児食を確立していく段階において個別相談に応じ、年齢に合った適切な食事内容、生活リズム、食べる環境等について伝え、保護者の悩みや不安解消を図ります。

④ 歯科ブラッシング教室

10か月児のびのび教室・1歳6か月児健診・3歳6か月児健診と各年齢に応じた歯の健康づくりや規則正しい生活習慣を身につけられるよう、歯科衛生士と連携しむし歯をつくらない子育てを支援します

⑤ フッ化物塗布体験教室

1歳6か月児健診・3歳6か月児健診会場にて、フッ化物塗布を体験型として取り入れフッ化物応用によるむし歯予防の効果の普及を図っています

⑥ 食育についての学習会

妊娠期から子育て期におけるあらゆる機会を通じて、食育について学ぶ機会をつくり食育の普及を図ります。

◆多分野連携によって広げる食育の環

食育の分野は健康、食文化、農林水産業、自然環境等の多岐にわたり、その推進は個人の力だけでは難しく、多方面からのはたらきかけが必要です。

食事バランス、郷土料理、地元食材、食品ロス削減等、子どもと保護者に伝えたい情報は数多くあり、それを伝える団体や人材も様々です。また、伝える場として、教育保育施設及び給食、拠点等の集いの場、各年代全ての乳幼児を対象とした健診等があります。

これらが相互に繋がり、食育に関わる多くの人や分野が連携を強めて、より幅広く効果的に食育が進むよう、調整、支援を行います。

多分野連携の例…漁協青年部を講師とした地元の魚食普及のための魚のさばき方教室において、地域子育て支援拠点での周知及びうさっ子サポーターによる託児により子育て中の保護者に参加を促し、県及び栄養士会作成のレシピ集から子どもが喜ぶ魚料理を選定して伝えました。

≪「食育」の推進 ー目標事業量一覧ー≫

施策項目	現状 事業量	目標事業量 (R7～R11年度)	関係機関等
離乳食教室	24回	24回	子育て支援課
歯科ブラッシング教室	12回	12回	

施策の方針③

『思春期保健対策の充実』

◎性や性感染症、喫煙・薬物等に関する正しい知識の普及

【現状と課題】

思春期は、一生のうちでも身体面、精神面の発達や変化が著しい時期であり、この時期の体や心の健康の問題が、生涯の健康に大きな影響を及ぼすことが指摘されています。成長過程にある思春期は、大人と子どもの両面を持つ時期であり、保護者をはじめとして周囲の人たちが、思春期の特性を十分理解したうえで接することが必要です。

現状においては、性感染症や人工妊娠中絶など性行動の問題、喫煙・飲酒、薬物乱用、過剰なダイエットや肥満といった健康の問題、いじめ、不登校、引きこもりなどの心の問題など、思春期における問題は多様化、深刻化しています。

本市では、思春期等における保健対策の一つとして、たばこやアルコール、薬物等の害から体を守り、健康な生活を送ることができるように、市内の小中学校で、成長段階や学級の実態に応じて飲酒、喫煙、薬物等の授業を開催しています。

インターネットや雑誌など多くの情報が氾濫している中で、誤った情報や知識に振り回されず、思春期の子ども自身が命、性、体、心などの課題を自分の問題として捉え、自己決定できる力を備えることが必要です。そのためには、カウンセリングや相談体制の充実、知識の啓発を図るほか、青少年を取り巻く環境の浄化に努めるなど、学校、PTA、地域住民、行政が一体となり施策を展開していく必要があります。

【地域（事業所）や家庭の取組】

- 思春期にある子どもたちが講習会などをとおして、性や性感染症、喫煙・薬物等に関する正しい知識の普及、啓発を行いましょう。

【行政の取組】

◆思春期保健対策の充実

青少年期は、心身の発達に伴い、子どもから若者へと成長するとともに様々な悩みや葛藤を経験しながら社会の担い手として生活の基盤を確立し、能力や適性等に応じて活躍の場を広げていく時期です。

現在、家庭環境の変化や地域の連帯感の欠如、人間関係の希薄化など青少年を取り巻く環境の悪化により、いじめによる自殺や子どもへの虐待など青少年が関わる事件が発生している状況が見受けられます。

その様な中、性や喫煙、薬物等に関する正しい知識の普及、啓発のため、地域や家庭における青少年の育成活動を行う市青少年健全育成市民会議や各地区の青少年健全育成協議会、PTA 連合会、子ども会育成連絡協議会などの関係団体の支援や指導者の育成を推進するとともに、健全育成組織・体制の充実に努めます。

また、小中学校でも善悪の判断ができることはもちろん、薬物等の影響を正しく理解する学習活動にも取り組みます。

《思春期保健対策の充実 -目標事業量一覧-》

施策項目	現状事業量	目標事業量 (R7～R11年度)	関係機関等
性に関する正しい知識の普及	小中学校で 1回以上実施	小中学校で 1回以上実施	社会教育課 学校教育課 子育て支援課
喫煙や飲酒、薬物に関する正しい知識等の普及			

施策の方針④

『小児科医療の充実』

◎地域医療体制、救急医療体制

【現状と課題】

安心して子育てを行うためには、病気や事故など子どもの緊急時にすぐに対応できる医療機関が必要です。

中津市民病院小児科の協力を得て、県北地域の小児救急医療の対応をお願いしていましたが、平成29年4月から、近隣の医師会や病院、各大学病院等の協力により、中津市立小児救急センターとして子どもの夜間・休日の診療を行っています。しかしながら、緊急を要しないにもかかわらず、時間外診療を求めるケースや日中の適切な対処により、時間外診療を必要としないケース等も見られることから、保護者に対して病気発症時の適切な対処法等の学習と理解を深める支援が必要です。

【地域（事業所）や家庭の取組】

- 日頃から、子どもの健康管理に努め、何でも相談できるかかりつけ医をもちましょう。
- 子どもの病気や事故予防、救急法等について、PTAや保護者会などが行う講習会に参加し理解を深めましょう。

【行政の取組】

◆小児科医療の充実

小児科医の確保が最優先課題となりますが、当面難しい状況にあり、地域保健委員会での検討や近隣自治体の医療機関との連携に努めます。

◆適正医療の推奨

かかりつけ医を持ち、適切な医療機関への受診方法について普及啓発をし、引き続き乳幼児健康診査や子育て教室、育児相談などの事業や子育て支援関係機関との連携のもと、子どもの病気や事故予防、救急法等についての学習指導を行います。

【基本目標 3】

－子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備－

施策の方針①

『次代の親の育成』

- ◎家庭、子育てを考える場や乳幼児とふれあう機会の充実
- ◎中高生の育児体験
- ◎若年者の自立に向けた職場体験

【現状と課題】

将来親になる世代に対して、子育ての意義や親の役割、男女が相互に協力して家庭を築くことの重要性などについて理解を深める教育が求められています。

赤ちゃんとのふれあう機会がないまま親になる人が増えているという現状から、子どもを生み育てることの大切さ、生命の大切さを学ぶ環境づくりが必要です。

各学校において、家庭科を中心に「家族の協力」「家族とのふれあい」等の大切さについて、道徳では「生命の尊さ」や「自他の生命を尊重すること」について学習します。職場体験学習の事業所として地域の保育所や幼稚園を組み込み、地域や社会と家庭が連携して子どもを生み育てていく体験を充実します。

「命の教育」が重要視されており、より積極的に子どもを生み育てることの意義や確かな職業観についての学習を市全体で積極的に進める必要があります。

【地域（事業所）や家庭の取組】

- 職場体験学習のための児童、生徒を積極的に受け入れ、職場体験をととして働く人の姿に触れる支援をしましょう。

【行政の取組】

◆子どもを生み育てることの意義に関する教育・啓発の推進

児童生徒が子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもの命の大切さを理解できるようにするために学校の家庭科や保健・体育などの教科学習や、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等において、家族の意義や家庭に対する情意面の醸成に資する学習活動に取り組みます。

◆中学生等が乳幼児とふれあう機会の拡充

中学校で行う職場体験学習などを通し、子育ての意義や大切さを理解できるよう学校と地域にある保育所、認定こども園や幼稚園の乳幼児とのふれあい交流を深めます。

◆若年者の不安定な就労（フリーター）増加等に対する進路指導の充実を図るための職業意識の啓発や職業体験などの実施

- ① 各中学校では、職場体験学習等を実施し、実際に働いている人々の生き方にふれる場を設け、社会における大人の責任や役割等から、自分が大人・親になった時の姿を意識できるようにします。
- ② 各学校において、生き方についていろいろな人々の体験を児童生徒に聞かせ、生きていく大切さを学ぶ機会をつくれます。

◆職場体験学習

市内 7 中学校で実施しています。市内企業等の協力を得て、中学生が数人に分かれ職場訪問をし、各職場業務を体験することにより、社会的自立に向けた意識の高揚を図ることを目的としています。今後も継続して、中学生の職場体験学習を進めます。

《次代の親の育成 -目標事業量一覧-》

施策項目	現状事業量	目標事業量 (R7～R11年度)	関係機関等
職場体験学習	7中学校	7中学校	学校教育課

施策の方針②

『幼・保・小の連携』

- ◎研修会の開催
- ◎小学校との連携
- ◎幼保小連絡会の開催

【現状と課題】

近年、核家族化や少子高齢化が進み、家庭や地域の子育て力の低下や社会的環境の著しい変化の中で、子どもたちの幼児期からの成長過程において、コミュニケーション力の欠如、規範意識の低下等様々な課題が生じています。

小学校に就学した児童が主体的に学びに向かうためには、幼児期の教育を通して育まれた資質能力を小学校教育に円滑につなぐ教育活動の実施が必要です。

こうしたことから、幼児期の子どもたちの健やかな成長を保障していくためには、保育所・幼稚園等と小学校が連携することが必要であり、就学前保育・教育と小学校教育の連続性と学びの基礎力の育成が重要となります。

【地域（事業所）や家庭の取組】

- 幼児期の教育と小学校教育の連続性が不可欠であることから、保育所、幼稚園や認定こども園では、幼保小の合同研修会に参加し保育者や幼稚園教諭と小学校教員が相互に理解を深め連携し情報の共有を図りましょう。

【行政の取組】

◆教育・保育の質向上支援事業（キャリアアップ研修事業）（再掲）

保育士等の専門性の向上及び技能・経験を積んだ職員に対する処遇改善に必要な加算要件である「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」で定められている研修を受講するために必要な支援を行います。

◆小学校との連携

保育所については、小学校の子どもや職員間の交流など積極的な連携に取り組むことを奨励するとともに、就学に際し、子どもの育ちを支えるための資料として「保育所児童保育要録」を小学校へ提出します。

また、幼稚園や認定こども園についても、「幼稚園幼児指導要録」「認定こども園こども要

録」等を小学校へ提出するとともに、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教員との意見交換や架け橋期（5歳児から小学校1年生の2年間）のカリキュラムの合同研究の機会を設けたりするなど、連携を図ります。

◆幼保小連絡会の開催

小学校ごとの幼保小連絡会を開催し、来年度の入学予定児童についての情報交換や連携推進に関する協議を行ったり、各小学校からも入学予定児童の在籍している保育所等に出向き、情報交換を図っていきます。

施策項目	現状事業量	目標事業量 (R7～R11年度)	関係機関等
教育・保育の質向上支援事業 (宇佐市キャリアアップ研修事業)	キャリアアップ研修 事業の実施	キャリアアップ研修 事業の実施	子育て支援課

施策の方針③

『子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備』

- ◎確かな学力を身に付けるための教育内容の充実
- ◎豊かな心の育成
- ◎健やかな体の育成
- ◎地域に開かれ確かな絆で結ばれた特色ある学校づくり
- ◎幼児教育の質の向上

【現状と課題】

義務教育は、子どもたち一人ひとりが、自立した個人として、変化の激しい社会を、心豊かに、たくましく生き抜いていく基盤となる力を育成する重要な役割を担っています。そのため、学校は、家庭や地域社会と連携し、知・徳・体のバランスのとれた質の高い教育を提供し、安心して子どもを託すことのできる環境の整備が求められます。

さらに、保護者や地域との連携の強化を図り、地域に開かれ信頼される学校づくりが求められます。幼児期は、生涯にわたる人格形成及び義務教育の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、幼稚園等における幼児教育の充実を図るとともに、質の高い幼児教育・保育を総合的に提供するための条件整備が求められます。

【地域（事業所）や家庭の取組】

- 保育所、幼稚園や認定こども園において、児童の「生きる力」を身に付けるための教育内容の充実を図りましょう。
- 地域ぐるみで学校を支援し、学校行事や学校訪問への積極的な参加に向け努力しましょう。

【行政の取組】

◆確かな学力を身に付けるための教育内容の充実

学習指導要領の着実な実施とフォローアップに取り組み、児童生徒が主体的に学ぶ魅力ある授業の創造を目指します。また、個に応じた指導の充実と学ぶ意欲の育成を図ります。

◆共感的人間関係を育てる心の教育

宇佐市子ども読書活動推進計画による「本を読もうよ（夜）、読まない（night）」運動を通して、家庭で読書に親しむ機会を充実させ、感性を磨き、豊かな人間性を育てます。現在すべての小中学校で朝読書の取組を行っており、今後も継続していきます。

◆学校運営協議会制度

本市では、平成30年度よりすべての小中学校において、学校運営協議会制度を導入し、保護者や地域の方々の意見を聞き、学校運営に関する理解や協力を得ながら、特色ある教育活動を推進しています。

◆宇佐市教育支援センター（せせらぎ教室）

不登校の児童・生徒を支援し、社会的自立をめざした活動を行っています。今後も不登校の児童・生徒をサポートする事業として継続します。

◆宇佐市立小学校小規模特認校制度

緑豊かな自然環境に恵まれた小規模校で、心身の健やかな成長を図り、体力づくりを目指します。そして、自然に触れる中で豊かな人間性を培い、明るく伸び伸びとした教育を行います。そうした教育環境を希望する、保護者及び児童に区域外就学を認める制度です。

現在、西馬城小学校で実施しており、令和6年度は7名の児童が利用しています。今後も、自然豊かな環境で健全な児童の育成を進めるため、継続して行います。

◆教育何でも相談

教育委員会学校教育課内に窓口を設置しており、「不登校に関すること」、「非行や怠学に関すること」、「いじめに関すること」などについて、小学生、中学生、保護者、教職員を対象とした相談事業を行っています。今後も継続して行います。

◆小・中学校医療的ケア支援事業

児童生徒の安全な学校生活及び教育活動の確保並びに保護者負担の軽減等合理的配慮を図るため、小中学校において看護師を配置又は派遣し、医療的ケアを実施します。

《子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 ー目標事業量一覧ー》

施策項目	現状事業量	目標事業量 (R7～R11年度)	関係機関等
共感的人間関係を育てる心の教育	すべての小中学校で 朝読書の実施	すべての小中学校で 朝読書の実施	学校教育課
学校運営協議会制度	実施	実施	
宇佐市教育支援センター（せせらぎ教室）	毎日	毎日	
宇佐市立小学校小規模特認校制度	7名利用	継続	
教育何でも相談	窓口1か所	窓口1か所	

施策の方針④

『地域や自然と密着した教育力の向上』

- ◎遊びを通じた自然体験教育
- ◎地域の教育力の向上
- ◎異年齢交流教育
- ◎歴史と伝統を次代に継承する教育

【現状と課題】

本来、子どもは地域で様々な異年齢間の交流、地域の祭りや行事などの様々な体験に触れることで感動したり、驚いたりしながら成長していくものです。

しかしながら、近年、子どもたちを取り巻く社会環境が急激に変化し、少子化・核家族化等が進んだことにより、家庭や地域では人間関係が希薄になり、家庭・地域の教育力の低下を生み出しました。

そこで、家庭や地域の教育力を向上させるためには、地域の人々が互いに子育ての知識や経験を活かして地域社会全体で子育てを支援していくことが必要です。子どもの豊かな心やたくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を育むためにも、計画的に様々な体験教育や交流教育を提供する必要があります。

【地域（事業所）や家庭の取組】

- 地域住民がボランティア活動等をおし、子どもたちの活動を支援しましょう。
- 地域の伝統文化や様々な地域活動を子どもたちに伝承していきましょう。

【行政の取組】

◆宇佐子ども体験教室

宇佐子ども体験教室は、農泊体験や職場体験、科学体験など様々な体験活動を通して社会教育の知識を学び、他校の児童や地域の方との触れあいを通じて、心豊かな感性を持った子どもを育てることを目的としています。現在は、四日市公民館を拠点として年8回実施（令和5年度は26名、令和6年度は15名）し、地域の方の協力を経て体験学習を進めます。

◆地域学校協働活動推進事業

地域住民がボランティア講師として、授業や部活動、学校行事の支援、登下校の見守りなど、学校の様々な教育活動を支援する仕組みである「地域学校協働活動推進事業」の取り組みにつ

いて、継続して取り組み、地域の教育力向上を図ります。現在、7中学校区全ての小中学校で取り組んでおり、令和5年度は1,906件の活動を行いました。

◆小学生チャレンジ教室（再掲）

放課後や週末などに公民館や小学校の余裕教室等を活用して、子どもの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域住民の協力を得て、学習や様々な体験・交流活動などに取り組む活動で、令和6年度は9か所で実施しています。今後も教室の開設に向けて地域の要望等の把握に努めるとともに、「放課後児童クラブ」との連携を図ります。

◆宇佐市教育の日

市内小中学校において、毎月19日を「宇佐市教育の日」とし、広く市民に授業等の公開を行い、教育について関心をもってもらうとともに、地域・家庭・学校の三者が深く連携し、地域に開かれた学校づくりを進めています。地域と家庭と学校を結ぶ事業として、今後も実施します。

◆文化財愛護少年団等

地域の少年団や子ども会によって様々な歴史的文化を体験し、継承していく活動を行っています。

① 宇佐文化財愛護少年団の活動

宇佐神宮の夏越祭り（御神幸祭）で神輿に随行する稚児行列として参加しています。また、宇佐神宮の歴史学習や清掃奉仕などを実施することで、郷土宇佐や文化財の愛護及び心身の健全なる育成を目指しています。

② 和間文化財愛護少年団の活動

宇佐神宮の夏越祭り（御神幸祭）や仲秋祭（放生会）において、笛や太鼓などを奏でながら進む道行囃子を継承しています。特に、仲秋祭は宇佐神宮から和間神社まで片道約8kmの道のりを歩きながら演奏します。このように伝統文化の継承を通じて、文化財の愛護及び心身の健全なる育成を目指しています。

③ 麻生神楽

麻生神楽は、明治40年に「井の川神楽社」として結成されました。現在「郷土芸能保存会麻生神楽」として麻生地区民により、地元の御祖神社、下麻生神社、上麻生神社での奉納や各種イベントに参加しています。この活動を通して子ども達の文化財の愛護及び心身の健全なる育成を目指しています。

④ 高家神楽

高家神楽社では、平成19年に後継者育成のため「高家神楽少年社員育成会」を結成しました。活動をとおして郷土愛の形成のほか、豊かな感性と健全な精神修養を目指しています。

⑤ 長峰子ども神楽

長峰子ども神楽は、神楽の伝承をとおして、地域の人達との交流を深め、社会性を身につけ、情緒豊かな子どもの健全育成を目指しています。

⑥ 辛島地区子ども会「浦安の舞」

辛島地区の子ども会で結成した「浦安の舞」クラブです。「地元に根付くような伝統的な芸能を」と、平成6年から宇佐神宮の指導を受けて始めました。現在では泉神社の例祭（春・秋）での奉納や、各種イベント等での披露をしています。

⑦ 宮熊子ども会

宮熊地区には、子どもたちが麦わらで神輿を作り、地区内をくまなく練り歩いて無病息災・豊作祈願を行う「宮熊の虫おくり行事」を伝承しています。このように、伝統行事の継承を行うことで、郷土愛と文化財愛護精神の育成を目指しています。

⑧ 下城井子ども会

下城井地区内に存在する「城井一号掩体壕」公園等の清掃活動に取り組んでいます。この活動をとおして、郷土愛の育成と平和の尊さを学んでいます。

⑨ 院内童龍太鼓

和太鼓の技術の向上を目指すとともに、礼節・チームワークの大切さを学び、さらに太鼓の歴史を知り、地域で育った太鼓文化に誇りを持つことで太鼓を愛し、地域を愛する心を育みます。

＜地域や自然と密着した教育力の向上 -目標事業量一覧-＞

施策項目	現状事業量	目標事業量 (R7～R11年度)	関係機関等
宇佐子ども体験教室	年8回	年8回	社会教育課
地域学校協働活動推進事業	活動実数 2,000件	活動実数 2,000件	
小学生チャレンジ教室	9か所	8か所	
宇佐市教育の日	毎月1回	毎月1回	学校教育課
文化財愛護少年団等	少年団2団体 他7活動	少年団2団体 他7活動	社会教育課

施策の方針⑤

『子どもを取り巻く有害環境対策の推進』

◎地域や関係機関等の連携による社会環境づくり

【現状と課題】

子どもを取り巻く社会環境は、子どもの人格形成に強い影響を及ぼしており、性的感情を刺激し、粗暴性、残虐または犯罪の誘発を助長するおそれのある出版物、DVD、ゲームソフトや深夜営業の店舗などは、しばしば非行や問題行動の誘因ともなっています。

また、近年のインターネットの普及などに伴う様々な情報の氾濫などにより、子どもが犯罪被害に巻き込まれたりして、事件を起こしてしまう場合も見られます。

このような中、健全育成協議会等関係機関が一体となって、商業施設等へ子どもに悪影響を及ぼす商品を陳列しないよう要請活動を行うなど、よりよい健全な社会環境づくりを目指していくことが必要です。

【地域（事業所）や家庭の取組】

- PTA等で保護者のインターネット犯罪に関する勉強会を実施し理解を深め、子どもが犯罪被害に巻き込まれないようにしましょう。
- インターネット上の有害な情報から子どもたちを守るため、家のパソコンや携帯電話に「フィルタリング」（有害サイトアクセス制限サービス）サービスを利用しましょう。

【行政の取組】

◆有害環境浄化活動の推進

関連業界、店舗等に取り組みの周知、協力の促進と、学校、家庭、地域及び警察署等関係機関、関係団体との連携強化を図っています。（7月に県による立ち入り調査を実施）

《有害環境浄化活動の推進 -目標事業量一覧-》

施策項目	現状事業量	目標事業量 (R7～R11年度)	関係機関等
関連店舗等に取り組みの周知、協力の促進	なし	実施	社会教育課 ・市役所
関係各機関との連携強化	連絡会議等実施	連絡会等実施	

施策の方針⑥

『読書活動推進のための環境整備』

- ◎子どもが読書に親しむ機会の提供
- ◎図書資料の整備・充実
- ◎学校・ボランティアなどの連携・研修

【現状と課題】

平成 11 年 2 月に宇佐市民図書館本館がオープンし、乳幼児から高齢者までだれでも気軽に楽しく利用できる「市民の図書館」をめざして活動しています。現在、年間およそ 20 万人の入館者があり、人と人が出会い、学び合う場所となっています。

子どもの頃の読書は、生涯の読書の基礎になります。知ることの喜びをとおして好奇心と可能性を育て、多くの本との出会いをとおして豊かなところを育み、素晴らしい大人へと成長していきます。

このため、「本を読もうよ（夜）、読まない（night）」をキャッチコピーとして、平成 30 年度に「第三次宇佐市子ども読書活動推進計画」を策定し図書館資料を充実させ、関係機関、団体との連携を強化しながら読書推進に取り組んでいます。

また、子どもの読書に関心のある方を対象にした資料や研修等の充実に取り組んでいます。

【地域（事業所）や家庭の取組】

- 各小中学校の読み聞かせサークル等で多くの本の読み聞かせを行い、本の楽しさや面白さを伝えましょう。
- 保育所、幼稚園、認定こども園や家庭で読書に親しむ機会をつくりましょう。
- 児童館や地域子育て支援拠点で読書に親しむ機会をつくりましょう。
- 移動図書館での利用を図りましょう。

【行政の取組】

図書館を中心に様々な活動をしています。子どもや保護者にも本に接する機会をより多く持つてもらうために、今後も下記事業を継続して行うとともに広報や研修等の活動を推進します。

◆こども向け図書の紹介

こどもスペースに、子どもの本を紹介した大人向けの図書を揃えています。

◆赤ちゃん絵本コーナーの設置

こどもスペースの一部に、0～2歳の小さな子どもを対象にした絵本を揃えています。

◆子育て支援コーナーの設置

新着資料棚の横に、名づけから入園程度までの新しい育児書を揃えています。

◆雑誌コーナー

子育て支援情報誌を置いています。

◆おはなし会（読み聞かせ事業）

幼児、児童に本への関心を高めてもらうために、図書館職員（月1回）やボランティア団体（月1～2回）により実施しています。

◆上映会

子ども向けアニメ等の上映を行っています。

◆自動車図書館の巡回

図書館から離れた地域などを巡回します。

ステーション数26（小学校21、公民館2、団地3）。

◆広報紙の発行

図書館だより「みんと」、こどもスペースだより「こどもんと」、自動車図書館だより「森のひろば」を各紙月1回発行しています。

◆団体貸出

市内の学校（学級）、地域文庫、サークルなどに30日間60冊を上限として貸出します。

◆小学一年生図書館利用案内

小学校に出向き、図書館の利用についてのルールを、紙芝居などを使って紹介をしています。

◆小、中学校への出前ブックトーク

あるテーマに添って何冊かの本を読みたくるように紹介します。

◆夏の教室など

夏休み期間中に小学校高学年生を対象に、図書館マスターや工作教室等を開催しています。

◆ブックスタートなど

早い時期から絵本に親しむことができるよう、誕生記念として絵本を贈呈する「すこやか赤ちゃん事業」や5か月児のびのび教室で絵本の読み聞かせを実施し、読書推進に取り組んでまいります。

《読書推進活動のための環境整備 -目標事業量一覧-》

施策項目	現状事業量	目標事業量 (R7～R11年度)	関係機関等
おはなし会	28回 230人	25回 200人	図書館 ボランティア
上映会	57回 402人	50回 450人	図書館
自動車図書館の巡回	400回 4,806人	420回 4,500人	
広報紙の発行 「みんと」「こどもん と」「森のひろば」	各紙月1回発行	各紙月1回発行	
団体貸出	36団体 10,784冊	40団体 12,000冊	
小学一年生図書館利用 案内	23校 27クラス	全校	
小、中学校への出前ブ ックトーク	187名 11回	10回	
夏の教室など	5回30人	5回50人	
児童図書の購入	1,328冊	1,000冊	
ブックスタート	年12回	年12回	子育て支援課
すこやか赤ちゃん事業	誕生記念として絵本贈呈	誕生記念として絵本贈呈	

【基本目標 4】

ー子どもを安全に、安心して育てられるまちづくりー

施策の方針①

『良好な居住環境の確保』

◎住環境の整備

【現状と課題】

本市の公営住宅については、公営住宅ストックの約 8 割が、昭和 40、50 年代に建設されていることから、老朽化が懸念されています。

そのため、令和 4 年 3 月に策定した第 2 期宇佐市公営住宅等長寿命化計画に基づき、建て替えや再編成、修繕など市民ニーズや地域バランス、施設の状況等に応じた住宅の整備を行います。

一般の建築物については、耐震性に問題がある住宅や老朽化した危険な空家、アスベストが残存する建築物などが存在することから、耐震診断・改修、老朽危険空家除去、アスベスト分析調査などの安全・安心な住環境の整備を促進する取り組みが求められています。さらに、適切な管理がされず放置されたままの空家等については、平成 26 年度に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が制定され、関係各課の情報共有及び統一された対応により取り組みを進めています。

また、若者世帯・子育て世帯の定住促進の観点からも定住促進住宅の整備や新築・新築購入支援等による住環境の整備が求められています。

【地域（事業所）や家庭の取組】

■公共の場所はきれいにしましょう。

■地域の人々が安全に集える公園の整備をしましょう。

【行政の取組】

◆住環境の整備

①公営住宅の整備

公営住宅については計画的な建替えを行い、バリアフリー化、ユニバーサルデザインを導入し、良好な環境の住宅整備を推進していきます。

②一般建築物（民間住宅など）に関する支援

一般の建築物（民間住宅など）については、耐震診断・改修、老朽危険空家除去、アスベ

ト分析調査等を促進し安全・安心な住環境の整備に努めます。

③定住促進住宅等の整備

定住促進住宅の整備や新築・新築購入、空家改修等の支援により、子育て世代における住環境の整備に努めます。

- ・宇佐市空家改修補助金

④高齢者・子育て世帯リフォーム支援事業

高齢者や子育て世帯が安全で安心して暮らせる住まいのリフォームを支援します。

- ・子育て支援型
- ・3世代同居支援型
- ・高齢者バリアフリー型

《良質な居住環境等の整備 -目標事業量一覧-》

施策項目	現状事業量	目標事業量 (R7～R11年度)	関係機関等
市営住宅建替え戸数	中須賀団地 新築 2棟16戸	渚団地 新築 1棟30戸	建築住宅課
市営住宅の内 (若者定住促進住宅の整備戸数)	(8棟)	(14棟)	(まちづくり推進課)

施策の方針②

『安心して遊べる場所の確保』

◎公園の整備

【現状と課題】

本市では、子どもが安心して遊べる場所の確保が課題となっています。

都市公園については、昭和 50 年代に建設されたものが多く、大木化した樹木の剪定に加えてフェンスや遊具の老朽化が進む中、点検や改修を行ない安全確保に努めています。現在、社会情勢の変化に対応した魅力ある公園への市民ニーズが高まっていることから公園施設の整備が求められています。公園施設の見直しにあたっては、長寿命化計画及び公園再生計画調査により地域の特性や機能、市民ニーズを考慮する必要があります。

現在の 1 人当たり都市公園面積は 3.7 m²/人となっており、都市公園法施行令第 1 章第 1 条で定められている都市計画区域内で 10m²以上という都市公園の整備面積目標水準からみて少ない状況となっているため、更なる整備が求められています。

【地域（事業所）や家庭の取組】

- 公園はきれいに利用し、ごみは持ち帰りましょう。
- 地域の人々が安全に集える公園の維持管理をしましょう。
- 公園の清掃活動に積極的に参加しましょう。

【行政の取組】

◆都市公園の整備

①公園遊具の点検・診断及び改修

都市公園について安全・安心に利用できるように公園遊具の点検等を行ない、良好な住環境整備を推進します。

②公園施設の整備

地域の実情を配慮するとともに、市民一人当たりの都市公園面積、誘致距離を勘案し計画的に都市公園の整備を推進します。

③地域の特色を活かした魅力ある市街地の整備

既存の公園等の都市基盤整備を行ない、安全で快適なまちづくりを推進するとともに、子育て世代や高齢者をはじめすべての人が暮らしやすいまちづくりを推進します。

④トイレ水洗化の取組み

快適な空間の創造及び良好な環境を目指し、都市公園に設置されている汲み取り式のトイレの水洗化を推進します。

◆総合運動場交流広場（古代ふれあい広場）の整備

6才児以上を対象とした、ぐるぐるスライダー、ロングスライダー、ウエーブトンネルなど多くのアイテムを備えた大型複合遊具や未就学児でも安心して遊べるようブランコや複合遊具を設置しています。

また、不審者等の抑止につながる防犯カメラも整備しています。

今後も、安全、安心して利用できるよう、利用者の声を聞きながら良好な公園整備に努めてまいります。

◆児童館（子育てサロン）（再掲）

子どもが自分たちで安心して遊べる場として、また、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにする役割の機能をもつ施設として「安心院児童館」と「うさ児童館」の2ヶ所に小型児童館を設置しています。そのうちの「うさ児童館」は子育て支援の中核施設と位置付け、施設内には遊戯室をはじめ、子育てサロン、図書室、調理室、体育館を設置し、市内の子育て施設や子育てサークル等と連携した取り組みを実施したり、子育てサークル等の育成や支援、情報発信などを行っていきます。

《良質な居住環境等の整備 -目標事業量一覧-》

施策項目	現状事業量	目標事業量 (R7～R11年度)	関係機関等
公園遊具の更新数（長寿命化）	9	8	都市計画課
一人当たりの公園面積（㎡/人）	3.7	4.4	都市計画課



宇佐市総合運動場（古代ふれあい広場）

施策の方針③

『安心して外出できる交通環境の整備』

◎交通安全対策の推進

◎道路環境の整備

【現状と課題】

市内における交通事故は、昭和47年（発生件数481件、死者数26名、負傷者数705名）にピークを迎えました。

その後は増減をくり返しつつも減少傾向にあり、令和5年は発生件数115件、死者5名、負傷者数148名まで減少しました。

本市の道路は直線が多いことから、車両がスピードを出しやすく、交通事故による被害が重大なものになりやすい傾向があります。また、観光地などへ多くの市外・県外からの車両が流入し、本市の道路事情に慣れないドライバーの交通事故も多発しています。子どもについては、歩行中や自転車での事故が多いと言われています。

このような状況の中、市や警察、交通安全協会による保育所・幼稚園・小学校を対象とした子どもの交通安全教室の開催や広報活動により、交通安全意識の高揚を図っています。家庭においても保護者がお手本となり、歩道があるところでは必ず歩道を歩き、道路を渡る時は左右を確認して安全を確かめてから渡る等のルールを守り家庭で話し合うことが大切です。危険を判断する力が未熟な6歳未満の幼児の道路での一人歩きは絶対にしないことなどに気を配りましょう。

また、交通事故の被害から子どもの命を守るため、6歳未満の幼児を自動車に乗せて運転する時は、必ずチャイルドシートを使用しましょう。併せて、子どもが自転車に乗る時は、必ずヘルメットを着用させましょう。保護者自身が自転車に乗る時も、子どもの模範となるよう、必ずヘルメットを着用しましょう。

本市では、今後も、腹話術、視聴覚教材等を利用した講話や、模擬信号機、自転車シミュレーターなどを利用した体験型講習を交えた交通安全教室を開催するなど、分かりやすい指導に努めるとともに、子どもを交通事故から守るため、地域住民が一体となった交通安全対策の推進、体制づくりをする必要があります。

その他にも歩道や照明設備、カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設の整備や交通事情に応じた交通環境の整備が求められます。

次に、道路環境については、都市計画道路は歩行者等に配慮した道路整備を計画しており、必要性の高い路線から順次整備をしています。その整備率（22.6%：R6.3.31 現在）は大大分県平均（63.9%：R5.3.31 現在）を大きく下回っている状況です。

また、生活に身近な道路である市道・農道については、日常生活等に大きく影響する道路であり、市民からの要望も多いことから重点的に取り組んではいますが、依然として改修の必要な路線が多く、継続的な整備が求められます。

過去5年間における交通事故発生状況（宇佐警察署調べ） ※年少者数：中学生以下

年 度		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
交通事故 (人身事故)	発生件数	141	128	123	119	115
	年少者数	15	11	12	15	5
	死者数	2	6	1	0	5
	年少者数	0	1	0	0	0
	負傷者数	174	163	164	169	148
	年少者数	17	12	16	18	6
物損事故		1,389	1,242	1,199	1,305	1,336

過去5年間における交通安全教育実施状況

年 度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
保育園・幼稚園	32	21	19	27	29
小学校	24	8	19	18	21
中学校	0	0	0	0	0
合計	56	29	38	45	50



交通安全教室

【地域（事業所）や家庭の取組】

- 子どもの登下校時の安全な通行に配慮し、地域で見守りをしましょう。
- 保育所、幼稚園や認定こども園では、子どもたちに交通被害が及ばないように交通安全教室を実施し指導しましょう。
- 家庭では、子どもに対して、日頃から交通安全の大切さを伝えるようにしましょう。
- 夜間外出する際には、明るい色の服装で、反射材を着用するようにしましょう。

【行政の取組】

◆交通安全対策の推進

①交通安全意識の高揚

幼児交通安全クラブや女性ドライバー協議会、交通安全協会地区分会等の活動を支援することにより、地域に応じた交通安全活動を推進します。また、幼児・児童、高齢者などの交通弱者を中心に交通安全教育を行います。

②交通環境の整備

照明設備やカーブミラー、ガードレール等の交通安全施設の整備に努めます。

◆道路環境の整備

道路整備をする際は、歩行者等の安全性の向上を図るため、「バリアフリー法」に基づいた道路整備を進めます。

施策の方針④

『防犯体制の充実』

◎防犯に関する情報提供、街頭啓発、パトロールの強化、防犯灯や防犯カメラの設置支援などによる防犯環境の整備、関係機関・団体との連携強化等による防犯体制の充実

【現状と課題】

近年の社会情勢の変化により犯罪の形態は多様化するとともに、市民を不安に陥れる犯罪は後を絶ちません。また、子どもを狙った犯罪が多発しており、尊い命が失われるケースも少なくありません。

本市では、防犯協会や警察署など関係機関との連携や街頭啓発、防犯灯の設置や防犯カメラ設置支援、青色パトロール車の運行や「こども連絡所」による緊急避難所を市内全域に設置し、地域ぐるみの防犯活動に取り組みました。

今後も、防犯協会や警察署など関係機関との連携強化による防犯体制の充実、街頭啓発や情報提供等による防犯意識の高揚、防犯灯や防犯カメラの設置支援や青色パトロール車の運行等による防犯環境の充実が求められます。

<こども連絡所>

市内の商店・ガソリンスタンドやいつも在宅の家庭などに依頼して、子どもが不審な人に声をかけられたり追いかけられたときに助けを求めて駆け込める避難所として登録してあるところです。

校 区 名	個所数
北 部 中 学 校 区	147
西 部 中 学 校 区	148
駅 川 中 学 校 区	129
宇 佐 中 学 校 区	123
長 洲 中 学 校 区	138
安 心 院 中 学 校 区	176
院 内 中 学 校 区	58

<青少年健全育成協議会>

各中学校区に設置されている青少年健全育成のための協議会です。地域の実情に即した安全点検や防犯活動、啓発活動などを行っています。

メンバーには、自治委員会、PTA、小中学校長、民生児童委員、社会教育委員、少年補導委員、保護司会、警察署、少年育成指導委員、地域婦人団体連合会、子ども会などの代表により組織されています。上部団体に、市民会議、県民会議などがあります。

団体名
北 部 中 学 校 区 青 少 年 健 全 育 成 協 議 会
西 部 中 学 校 区 青 少 年 健 全 育 成 協 議 会
駅 川 地 区 青 少 年 健 全 育 成 協 議 会
宇 佐 地 区 青 少 年 健 全 育 成 協 議 会
長 洲 地 区 青 少 年 健 全 育 成 協 議 会
安 心 院 中 学 校 区 青 少 年 健 全 育 成 協 議 会
院 内 町 児 童 生 徒 を 守 る 協 議 会

【地域（事業所）や家庭の取組】

- 保育所、幼稚園や認定こども園では、子どもたちに犯罪被害が及ばないよう防犯についての学習を行いましょう。
- 不審な人や車を発見したら学校や警察に通報しましょう。
- 家庭では、子どもに対して、知らない人についていけないなど防犯の心構えを伝えましょう。
- 外出する際は、防犯ブザーを携帯するようにしましょう。

【行政の取組】

◆防犯体制の充実

①防犯環境の整備

- ・防犯灯の設置・更新並びに防犯カメラ設置を支援します。
- ・青色パトロール車による巡回を強化します。

②防犯体制の充実

- ・各種関連団体の連携強化に努めます。

③防犯意識の高揚

- ・広報やホームページ等を活用した情報提供や各種関係機関と連携した街頭啓発を行うことにより、防犯意識の高揚に努めます。

《防犯体制の充実 ー目標事業量一覧ー》

施策項目	現状事業量	目標事業量 (R7～R11年度)	関係機関等
青少年健全育成協議会による街頭活動	未実施	適宜実施	社会教育課

【基本目標5】

－ ワーク・ライフ・バランスの推進 －

施策の方針①

『多様な働き方に対応した子育て支援の展開』

◎多様化するニーズに対応する保育環境の展開と情報発信

【現状と課題】

女性の社会参加等が進み、勤労者世帯のおおよそ半数が、共働き世帯になるなど人々の生き方が多様化しているなかで、仕事と子育ての両立を推進していくためには、子どもを安心して産み育てられる企業の雇用環境整備を進めていくことと併せ、保育所等の受入れ枠の確保、延長保育、休日保育等の保育環境の充実をはじめ、各種子育て支援についての情報発信についても早急に取り組む必要があります。

【地域（事業所）や家庭の取組】

■保育所、幼稚園や認定こども園では、保護者のニーズに対応できるよう、市と連携しながら支援を行いましょう。

【行政の取組】

◆ニーズに応じた保育環境等の提供

保護者からのニーズを汲み取りながら、延長保育、休日保育、一時預かり保育等を実施していきます。また、子育て支援サイトを開設し、子育てに関する行政・民間情報の一元化を図り、各種子育て支援についての情報発信を行っていきます。

◆預け入れ先の確保

・ファミリー・サポート・センター事業（再掲）

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と自分の子育ての経験を生かして子育ての援助を行いたい人（提供会員）がそれぞれまず会員登録をしてもらい、お互いに助け合う相互援助組織のことです。現在、依頼会員数が増加傾向にある中、提供会員数については伸びておりません。潜在的なニーズはあるものの実際の利用につなげていない現状もあることから、提供会員数の増を目指すことで、より多くの人が利用できるよう充実を図ります。

・ 病児・病後児保育事業（再掲）

0歳から小学校6年生までの子どもが病気を患っていて、親が仕事や冠婚葬祭等何らかの理由で昼間保育できない場合に、専用室で預かり世話をすることで、保護者の子育てと就労の両立を支援するものです。

本市では、「くまのみどう小児科（スマイルルーム）」で実施しています。利用者からも好評を得ている反面、子どもが病気の時でも仕事を休めないという状況にある人も増えているという現実がうかがえます。

また、この事業の特徴として、出生数の減少もあり、年間を通すと定員は充足しているものの、感染症などの流行時には利用希望者が集中し、利用できないといった事態も発生していることから、今後も必要としている多くの人に利用していただけるよう2か所での実施も含め関係機関と協議してまいります。

《多様な働き方に対応した子育て支援の展開 -目標事業量一覧-》

施策項目	現状事業量	目標事業量 (R7～R11年度)	関係機関等
各保育環境	『1. 地域における子育て支援』 (教育・保育環境の充実)に記載		子育て支援課
子育て支援サイトの充実	情報の充実	情報の充実	

施策の方針②

『ワーク・ライフ・バランスの実現』

◎ワーク・ライフ・バランスについての情報発信と子育てしやすい職場への取組みの推進

【現状と課題】

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしに欠かすことができないものであり、その充実があつてこそ、人生の生きがい、喜びは倍増します。しかしながら、現実の社会には、安定した仕事に就けず経済的に自立することができない、仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。これらが、働く人々の将来への不安や豊かさが実感できない大きな要因となっており、社会の活力の低下や少子化・人口減少という現象にまで繋がっていると言えます。

仕事と生活の調和が実現した社会、すなわち国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指し、官民一体となって取り組んでいくことが重要です。

【地域（事業所）や家庭の取組】

- 各事業所では、仕事の内容などを工夫し子育てが両立しやすい職場環境づくりに努めましょう。
- 事業主は一般事業主行動計画を策定し、職場全体の理解が深まるよう配慮しながらワーク・ライフ・バランスを推進しましょう。

【行政の取組】

◆ワーク・ライフ・バランスが実現した社会の構築のための情報の発信

県やハローワークなどと連携を図り、男性・女性問わず、国民全てに男女共同参画の意識を深く根付かせることが重要であるため、男女共同参画の理念等についての周知・啓発、情報提供などを行っていきます。また、女性労働者の活躍支援やシニア層の再就職支援をするため、再就職応援セミナーの開催や良好な雇用環境の整備などの情報を発信していきます。

◆子育て応援企業認証制度

仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を市が認証し、当該企業が社会的に評価される仕組みをつくることにより、企業の仕事と子育ての両立支援へ

の自主的な取り組みを促進し、子育てを地域で支えるまちづくりを推進します。

《ワーク・ライフ・バランスの実現 -目標事業量一覧-》

施策項目	現状事業量	目標事業量 (R7～R11年度)	関係機関等
啓発・情報提供のための企業訪問	未実施 (R6.7月現在)	5社/年 (ハローワークと連携)	商工振興課
一般事業主行動計画策定の啓発等 情報発信	未実施 (R6.7月現在)	適宜 (ハローワークと連携)	
子育て応援企業認証制度	8件	10件	子育て支援課

【基本目標 6】

— 配慮が必要な児童への対応などきめ細やかな取組の推進 —

施策の方針①

『児童虐待防止対策の充実』

◎発生予防、早期発見、早期対応、保護・支援等の視点によりみんなで取り組む

【現状と課題】

児童虐待は、子どもの人権を尊重し、子どもの健やかな成長を保障しようとする児童憲章、児童福祉法および「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の根幹に関わるものであり、その防止は社会全体で取り組むべき重要な課題です。

しかしながら、近年、核家族化の進行や地域での関わりの希薄化などにより子育て家庭の孤立化が進み、親の子育てに対する不安感や負担感が増大しています。また、全国的にも児童虐待相談件数も大幅に増加し、子どもが虐待により死亡する事件が後を絶ちません。

虐待は、子どもの身体のみならず、心にも大きくそして深い傷を残し健やかな成長に深刻な影響を与えるとともに、虐待を受けた子どもが親になり自分もまた虐待を繰り返すという世代間での虐待の連鎖を引き起こすこともあり、将来の世代の育成にも影響を及ぼすことが考えられます。

本市でも、虐待を含めた児童相談件数が年間 220 件程度で推移していましたが、近年 250 件を上回る相談件数となっております。また、虐待相談件数は全体の半数を超えており、早期発見、早期対応が重要となっており、子育て支援を含めた全市的な施策の充実が求められています。

【地域（事業所）や家庭の取組】

- 保育所、幼稚園、認定こども園や子育て支援拠点などでも、子どもの養育などの相談支援体制を充実させましょう。
- 地域ぐるみで子どもを見守り、お互いに挨拶を交わしたり、積極的に声かけしたりしましょう。
- 虐待の疑いのある場合は、直ちに最寄りの機関（市、児童相談所、警察、民生委員・児童委員）に通報しましょう。

【行政の取組】

◆宇佐市家庭児童相談室

家庭児童相談室では家庭児童相談員を配置し、子どもの生活習慣、学校生活における人間関

係、不登校、家庭生活における虐待や家族関係などの相談業務を行っています。

しかし、年々児童虐待や家庭における相談は複雑化してきており、対応できる相談室の充実が課題となっています。

そこで、相談員の資質の向上を図るため様々な研修会に参加することや、出張相談窓口を開設するなど、一層利用しやすい相談体制の充実を図ってまいります。

◆児童虐待防止対策の充実

①地域での子育て支援の充実

核家族世帯の増加、都市化の進展により地域社会とのつながりが希薄となり、孤立感や負担感を持ちながら子育てをする家庭が増加しています。

このような家庭が育児不安に陥ることなく、安心して子育てを行うためには、行政による直接的・個別的な支援のみならず、地域で子育て家庭を温かく見守り、支援していくことが重要です。

子どもや子育てを支援するために地域の社会資源（場、人材等）を有効に活用し、地域での子育て支援活動をマネジメント・コーディネートするとともに、地域の子ども・子育て支援に関わる様々な機関・団体が連携し、地域の実情に即した支援策が展開できるよう、子ども・子育て支援のネットワークづくりを実施してまいります。

そのために、「うさ児童館」内に子育てサロンを設置し、子育て支援活動がより充実するよう支援するとともに、行政、民間の子育て支援に関する情報を提供し、適切な支援につなげられるよう関係機関等との十分な連携を図ってまいります。

②虐待の発生予防策の推進

母子健康手帳の交付時や乳幼児健康診査事業等において、子育てに必要な情報提供を積極的に行うとともに、育児不安等様々な相談・支援ニーズを早期に把握し、継続した個別支援が実施できるよう相談支援体制の充実を図ります。

また、児童虐待防止について、市民の理解を促すとともに、社会全体で児童虐待の防止に取り組む市民の意識を高めるため、関係機関等と協働しながら、研修や啓発活動の充実に努めます。

③早期発見・早期対応の充実

こども家庭センターを設置し、地域のつながりの希薄化等により、妊産婦等の孤立感や負担感が高まっているなか、妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく提供するために保健師等が相談支援等を実施します。また、妊婦健康診査実施機関との連携を強化し、行政による支援が必要な妊婦への適切なアプローチを行うとともに、乳児家庭全戸訪問事業を推進し乳幼児健康診査未受診者の状況を把握し、適切な対応を図ります。また、児童相談所との日常的な連携はもとより、保育所、学校等や病院との連携により早期発見・早期対応に努めます。

虐待通告については、児童相談所と市がそれぞれの役割と機能を生かし、毎月1回の連絡会を開催し連携して対応するとともに、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関の円

滑な連携・協力により要支援家庭に対する支援の定期的な進行管理と情報の共有に努めます。

また、児童虐待等の課題とそれ以外の複合的な課題を有する家庭へは多機関・多職種連携して支援に努めてまいります。

④社会的養護の充実

家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に児童養護施設等で子どもを預かる子育て短期支援事業の充実を図ります。長期的に社会的養護を必要とする子どもについては、児童相談所と連携・協力して施設入所だけではなく、里親制度の啓発を図り里親登録数の増加に努めます。

◆家庭支援の充実

①訪問型子育て支援の展開

近年、児童虐待の相談対応件数が増加傾向にある中、児童の健全な育成を図る上では、児童虐待の防止等を図り、養育環境が深刻な状況となる前に対象者を把握し、支援の必要性が高い者を適切な支援につなぐことが求められます。家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことに努めます。

②安心・安全な居場所の提供

児童虐待の相談対応件数の増加や不登校児童生徒の数の増加など、その環境は一層厳しさを増すとともに、子どもが直面する課題が複雑かつ複合化し、子どもの権利が侵害される事態も生じております。こうした課題や子どもの個別のニーズにきめ細かく対応した居場所をつくり、必要な支援を行うことで、子どもの権利を守り、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援を行うことにつながると考えられます。

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図っていきます。

③親子関係構築支援

親子関係構築支援の意義は、子どもと親がその相互の肯定的つながりを主体的に築いていくことを通して、子ども自身が愛され大切にされているということを実感しながら、親と子互いの存在や価値を肯定して生きていけるようになることであります。養育環境から物理的に分離するだけでは、子どもの自尊感情や自己肯定感を高めることは難しく、特に家庭からの分離を経験した子どもの中には、自分のせいで家庭に居られなくなったと自らの存在や価値を自己否定することで、親から見捨てられたという不安を取り除こうとする場合があります。親子関係の問題や課題にはさまざまな背景要因があり、それらが複合的に作用し合って問題が

生じていることを、子どもの発達状況にあわせて子どもが理解できるように丁寧に伝え、親子関係の再構築に向けた親子の課題を子ども自身が理解し、自らの希望に応じて主体的に取り組んでいけるように支援していくことが求められます。また、親自身も自らの生育歴や家族関係の中でさまざまな課題や問題、葛藤等を抱えており、その中でうまく養育ができずに、結果として虐待をはじめとする親子関係に問題が生じている場合があります。親自身への支援も必要であります。そして、それらの支援を通して、親も自分をわかってくれる信頼できる支援者ができたり、生活の基盤が安定していったりすることなどにより、これまでの養育を振り返りながら、親子関係の課題や問題となっている原因や要因を認識し、それらを取り除いていくために主体的に取り組んでいけるようになります。このように親子それぞれへの支援を関係機関と連携して講じていくよう努めてまいります。

《児童虐待防止対策の充実 -目標事業量一覧-》

施策項目	現状事業量	目標事業量 (R7～R11年度)	関係機関等
要保護児童対策地域協議会	代表者会議開催 年1回 実務者会議開催 月1回	代表者会議開催 年1回 実務者会議開催 月1回	子育て支援課
子育て短期支援事業	4施設	5施設	
里親支援	養育里親8世帯	養育里親10世帯	
乳児家庭全戸訪問事業	『1. 地域における子育て支援』 の保健事業に記載		
養育支援訪問事業	『1. 地域における子育て支援』 の保健事業に記載		
子育て世帯訪問支援事業		10世帯	
児童育成支援拠点事業		20人	
親子関係形成支援事業		5世帯	

施策の方針②

『ひとり親家庭等の自立支援の推進』

◎サービス面、経済面、相談等による支援

【現状と課題】

ひとり親家庭は、母親や父親がひとりで「生活の維持」「仕事と家事・育児の両立」など多くの問題を抱え込むことになり、非常に不安定な状態におかれがちです。特に、母子家庭では、母親が、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うこととなった直後からその生活は大きく変化し、住居、収入、子どもの養育等の面でさまざまな困難に直面することとなります。その多くは課題が複雑に重なり合っており、総合的に支援する必要があります。

その他、精神面で支えを必要としている場合や養育能力や生活能力が欠けている場合において、適切な援助を行うなど、生活について幅広く支援する仕組みや、個々の世帯が抱える問題に対し、相互に支えあう仕組みを活用することなどが求められており、きめ細かな施策を展開することが重要です。

また、2021年の国民生活基礎調査によると、ひとり親家庭の約44％は生活困窮者世帯であり、以前よりその割合はほぼ変化のない状況であります。このようなことから、ひとり親家庭へ経済的支援を行うとともに、中でも母子家庭については、子育てをしながら母親が収入面、雇用条件面等でより良い職業に就き、経済的に自立できることが、母親本人にとっても子どもの成長にとっても重要なことであり、就労支援施策を推進する必要があります。父子家庭については、仕事と家事・育児の両立で困難に陥っている例が多く、様々な子育て支援制度の活用が必要です。

【地域（事業所）や家庭の取組】

■保育所、幼稚園、認定こども園や子育て支援拠点などでも、子どもの養育などの相談支援を公共機関と連携して取り組みましょう。

【行政の取組】

◆ひとり親家庭等の自立支援の推進

①就労支援の充実

ひとり親家庭等の職業自立のため、就業相談から職業能力向上のための訓練、就業機会の創出等を実施するなど、一貫した就業支援サービスを提供する体制の整備を促進します。また、ひとり親家庭等が働きやすい職場環境の構築を推進していきます。

②子育て・生活支援の充実

ひとり親家庭等が、安心して子育てと仕事の両立ができるよう、多様な子育て支援制度の

活用などを通して支援体制の整備を推進します。また、ひとり親家庭等の子育てを社会全体で支えていく仕組みのあり方を研究し、その実施に努めます。

③経済的支援の推進

ひとり親家庭等の経済面での支援を促進するために、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当制度等について積極的に情報提供を行い、適切な貸付・給付事務の実施に努めます。また、収入増加を目指した職業訓練等への支援の実施に努めます。

④養育費確保の推進

ひとり親家庭等の子どもが養育費を取得する手続き等に関する相談体制・情報提供の充実等、養育費確保面での支援体制の整備を促進します。

⑤相談体制・情報提供の充実

ひとり親家庭等の抱える様々な悩みや課題にきめ細やかに対応できるよう、ひとり親の当事者の声を聞きつつ、総合的な相談体制の整備に努めます。また、ホームページやSNSを利用した相談の仕組みを構築するなどして、広報・情報提供の充実を図ると同時に、同じ境遇の人々が集い、つながり、互いに助け合える場の形成に努めます。

《ひとり親家庭等の自立支援の推進 ー目標事業量一覧》

施策項目	現状事業量 (R6年度見込み)	目標事業量 (R7～R11年度)	関係機関等
母子自立支援プログラム策定支援事業	6件	7件	子育て支援課

施策の方針③

『子どもの貧困の解消に向けた対策の充実』

◎経済的支援・就労支援、学びを支える環境づくり支援など

【現状と課題】

子どもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、子どものその後の人生に影響を及ぼします。こうした貧困の連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決することが重要です。

厚生労働省の国民生活基礎調査によると 2021 年の子どもの貧困率は前回（2018 年）の調査より低下しているものの、11.5%と9人に1人が相対的貧困状態となっており、さらにひとり親世帯の場合は44.5%と高くなっています。

今後、全ての子どもたちの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることがない社会環境を目指し、支援を必要とする子どもやその家庭に必要な施策を行うためには、現状を把握する必要があることから、本年、小学校5年生と中学校2年生の児童生徒とその保護者を対象に生活実態調査が実施されました。その結果、本市では以下の5つの課題が判明しました。

① 経済面の課題

- ・生活意識の状況では、約42%の世帯が「生活が苦しい」（「大変苦しい」と「やや苦しい」）と回答しており、進学希望についても、「経済的な理由」により難しいと考える世帯が約10%となっている。

② 学習面の課題

- ・小学5年生、中学2年生ともに、「学校の授業がわからないと思う」（「よくある」「ときどきある」）割合が6割を超えており、そのうち「授業がわからないことがよくある」のは小学5年生で16.7%、中学2年生で18.2%と、学習理解度に課題がある。

③ 子どもたちの孤立の課題

- ・生活実態調査と合わせて実施した小学5年生から高校3年生までを対象としたヤングケアラー調査の中で「家族の中にお世話をしている人がいる」と答えた児童生徒は、小学5・6年生で11.7%、中学生で6.9%、高校生で3.7%となっており、そのうち「誰かに相談したことがある」のは3割程度で、残りの児童生徒のうち約2割が「相談できる人がいない」と回答している。

④ 保護者の孤立の課題

- ・「あなたが子育てをする上で困りごとが起きた場合、だれに相談しますか」については、多くが「親」や「パートナー」「友人・知人」となっており、ほとんどの人が相談先はあるものの、「インターネットのサイトへ」が小学5年生の保護者で4.7%、中学2年生の保護者では5%と、近くに相談相手がない保護者が増加傾向にある。

⑤ 健康面の課題

- ・「毎日またはほとんど毎日」朝食を食べている割合について、前回調査では9割を超えていたが、今回は約83%と減少しており、その理由については、小学生では「おなかがすいていない」が43.1%と最も多く、次に「時間がない」35.3%「食べる習慣がない」7.8%「わからない」7.8%「用意されていない」3.8%となっている。中学生でも、「おなかがすいていない」56.3%「時間がない」30%と大半を占めており、「わからない」6.3%「用意されていない」2.5%「食べる習慣がない」1.3%となっており、生活リズムの確立が課題となっている。

この様に、子どもたちが、生まれ育った家庭の経済社会状況に関わらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる機会と環境を提供することが重要となっています。そこで、地域や家庭、行政などチームで取り組み、「みんながみんなの子どもを育てる社会」をつくることで、貧困の連鎖を断ち切る取り組みが必要です。

【地域（事業所）や家庭の取組】

- 地域、事業所やボランティア団体などで貧困の子どもたちやヤングケアラーなどにできる支援について考え、取り組んでいきましょう。
- 正しく理解し、温かく見守るとともに支援していきましょう。

【行政の取組】

◆子どもの貧困の解消に向けた対策の充実

① 経済的支援・就労支援

- ・ひとり親世帯を含めた困窮度の高い世帯への経済的支援の充実
- ・未就学、小学校、中学校、高校といったライフステージごとの経済的支援の充実
- ・ハローワーク等の関係機関とのさらなる連携
- ・ひとり親の資格取得に向けた支援のさらなる充実
- ・児童扶養手当やひとり親に対する貸付などの周知の徹底
- ・生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の周知の徹底
- ・就学援助制度の周知の徹底
- ・放課後児童クラブの受け入れ数の確保や制度の充実
- ・各種貸付制度の充実

② 学びを支える環境づくりの支援

- ・中学生学び応援教室の拡充
- ・子ども体験教室の充実
- ・生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業の検討
- ・第四次宇佐市子ども読書活動推進計画に基づいた読書活動の推進

③ 子どもたちが孤立しないように支援

- ・家庭児童相談室の充実
- ・放課後児童クラブの充実
- ・小学生チャレンジ教室の拡大
- ・いじめ、不登校状況調査の調査結果に基づく児童生徒への支援及び学校・学級における仲間づくりの取組の充実
- ・スクールソーシャルワーカーのさらなる活用
- ・宇佐市教育支援センターのさらなる充実
- ・子ども食堂の充実（再掲）

④ 保護者が孤立しないように支援

- ・地域子育て支援拠点（ホームスタート含む）のさらなる充実
- ・児童館のさらなる充実
- ・こども家庭センターの設置（再掲）
- ・要保護児童地域対策協議会の充実
- ・家庭児童相談室の充実（再掲）
- ・スクールソーシャルワーカーのさらなる活用（再掲）
- ・宇佐市教育支援センターのさらなる充実（再掲）
- ・各種相談事業の充実

⑤ 健康づくりの支援

- ・食育「毎日食べよう 朝ごはん」プロジェクトの推進
- ・妊娠期からの食習慣の確立に向けた栄養指導
- ・乳幼児期からの食習慣確立に向けた栄養指導
- ・小中学校にて「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進
- ・食育の推進「心身ともに元気な身体をつくろう～5つの重点事業の推進～」
- ・元気な宇佐っ子を育てる食育事業の推進と食生活などの相談や指導の実施
- ・地域子育て支援拠点、保育所等子育て支援施設と協働で講話や実習など実施
- ・子育て支援サイト「うさここ」や母子健康手帳アプリなど活用し、規則正しい食習慣の確立に向けた情報提供
- ・各種乳幼児健診の受診率向上のための受診勧奨
- ・各種予防接種の受診率向上のための受診勧奨
- ・被保護者健康管理支援事業の実施
- ・子ども食堂の充実（再掲）
- ・地域での取組みの支援（愛育班、食生活改善推進員など）
- ・思春期ころの相談の実施

◆ヤングケアラーとその家族への支援

- ・市内全体でヤングケアラーの認知度を高める取り組みの推進
- ・地域や学校等での早期発見、適正な支援へつなげるための啓発
- ・ヤングケアラーが相談できる体制づくりの推進
- ・ヤングケアラー本人への心身ケア
- ・児童育成支援拠点事業等によるヤングケアラーへの居場所の提供や学習支援の実施
- ・子育て世帯訪問支援事業などの実施による家事育児支援の推進
- ・本人や家族へ、福祉、介護、医療、教育などの多機関、多職種連携による支援の実施
- ・要保護児童地域対策協議会での情報共有、支援の検討、実施
- ・重層的支援体制整備事業による対策事業等の検討、実施

◆子ども食堂（再掲）

子ども食堂は、子どもが1人でも行ける無料または低額の食堂であり、子どもへの食事提供から孤食の解消や食育、さらには地域交流の場などの役割を果たしており、「子どもの貧困対策」と「地域の交流拠点」という2つが活動の柱となります。子ども食堂は地域の子育て支援において重要な場所となっています。子どもの貧困対策、子育て支援、虐待予防など多機能を持つ場所としての活動を支援する取り組みに努めてまいります。

《子どもの貧困対策の充実 ー目標事業量一覧》

施策項目	現状事業量	目標事業量 (R7～R11年度)	関係機関等
子ども食堂	4か所	6か所	子育て支援課



子ども食堂



子ども食堂ブース（コラボフェスタ会場にて）

施策の方針④

『被害に遭った子どもの立ち直り支援』

◎犯罪、いじめ、児童虐待による精神的ダメージの軽減と支援

【現状と課題】

近年大幅に増加しているいじめや児童虐待は社会全体の大きな問題です。

いじめや児童虐待などは子どもの心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。

被害児童の精神的苦痛を軽減し、一日も早い立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言など、児童相談所や学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施するとともに、希薄化している地域と家族の結びつきを深めることでいじめや虐待の未然防止や早期発見に繋げ、社会全体で子どもの安全・安心を守ることが必要です。

また、いじめや児童虐待以外の犯罪についても、子どもが巻き込まれる事案が発生しています。当市では、その様な子どもを含む犯罪被害者やその家族を支援するため平成30年6月に「市犯罪被害者等支援条例」を策定しています。

【地域（事業所）や家庭の取組】

- 保育所、幼稚園や認定こども園では、被害に遭った子どもの精神的苦痛を和らげるため他機関との連携を図りながら園全体で支援しましょう。
- 正しく理解し、温かく見守るとともに支援していきましょう。

【行政の取組】

◆いじめ防止に関する取組み

① いじめの未然防止

全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すとともに、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善とストレスに適切に対処できる力を育み、安心できる魅力ある学校づくりに取り組みます。

② いじめの早期発見

全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高め、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知します。

③ いじめへの対処

教職員が連携するとともに、保護者や市教育委員会への連絡・相談や事案に応じ、福祉や警察等の関係機関と連携します。

④ 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、全ての大人が「地域の子どもは地域で育てる」という意識を持ち、いじめ問題について学校と地域、家族とが連携・協働する体制を構築します。

⑤ 関係機関との連携

学校や市教育委員会は関係機関との情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築します。

◆宇佐市家庭児童相談室（再掲）

虐待により被害に遭った子どもや養育に不安のある保護者の相談窓口として家庭児童相談室を設置しています。家庭児童相談室では家庭児童相談員を配し、子どもの生活習慣、学校生活における人間関係、不登校、家庭生活における虐待や家族関係などの相談業務を行っています。

加えて、児童相談所や関係機関と連携し必要な支援を受けられるよう図ってまいります。

◆宇佐市犯罪被害者等支援条例

・基本的考え

①犯罪被害者などの尊厳にふさわしい処遇が保障される権利を尊重します。

②犯罪被害者などの被害の状況や原因、二次的被害の状況や事情に応じ、適切な支援を行います。

③犯罪被害者などが安心して暮らすことができるよう、必要な支援を継続して行います。

・主な取り組み

相談受け付けや情報提供、経済的負担の軽減、日常生活の支援、広報啓発などに努めます。また、国や県、犯罪被害者などへの支援を行う民間団体との連携を図ります。

≪被害に遭った子どもの保護推進 ー目標事業量一覧ー≫

施策項目	現状事業量	目標事業量 (R7～R11年度)	関係機関等
宇佐市家庭児童相談室	2 か所 (出張相談窓口1 か所含む)	2 か所 (出張相談窓口1 か所含む)	子育て支援課
宇佐市いじめ問題対策連絡協議会	2 回	2 回	学校教育課

施策の方針⑤

『障がい児施策の充実』

◎地域で自立して生活できるよう、各施策の連携と一貫した取り組みの推進

【現状と課題】

市では、障がいのある人やその家族が地域で当たり前の暮らしを実現すること、あわせて、障がいの有無にかかわらず、市民誰もが安心して暮らせる地域づくりをめざしてきました。

しかし、障がいの種類や年齢に応じた相談がどこでできるのか分からない、身近な地域に専門的な療育の場がない、障がいの特性を踏まえた専門的な教育を受けたいといった保護者の声もあげられており、身近な地域で、福祉と教育が専門性を高め、関係機関が互いに連携して、個々の障がいの特性に応じた継続性のある支援を行っていく必要があります。

これまでの成果と課題を踏まえ、令和5年度に、ともに暮らし、働き、創り、ともに生きる、地域共生、共創のまちを基本理念とした「第4次障がい者計画」を作成しました。

計画では、障がいのある子どもやその保護者への支援を、①早期発見と適宜療育、②「あしあと」ファイルによる支援、③療育、④保育と就学前教育、⑤学校教育、⑥放課後や長期休暇などの支援、⑦卒業後の進路、⑧保健・医療、⑨家族介護者への支援の9つの取り組みを中心に進めていくこととしています。

今後も、「第4次障がい者計画」に基づき宇佐市自立支援協議会や関係機関と連携しながら、各種施策に取り組み、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めていくことが必要です。

身体障がい児及び知的障がい児の推移（手帳所持者数）

年 度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
身体障がい	44 人	42 人	38 人	39 人	38 人
知的障がい	110 人	117 人	116 人	126 人	142 人

【地域（事業所）や家庭の取組】

- 保育所、幼稚園や認定こども園では、通園する園児に発達に特性のある児童がいる場合は、市と連携し早期発見、早期療育につなげましょう。
- 障がいを正しく理解し、温かく見守るとともに支援していきましょう。

【行政の取組】

◆障がい児施策の充実

① 早期発見と適宜療育

- ・乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問の徹底を図ります。
- ・発達が気になる場合、保護者が現状や必要な対応を十分に理解できるよう、専門機関への紹介を速やかに行います。
- ・早期から相談窓口や療育に繋がるよう、子育て応援パンフレットの作成、配布を行います。

② 支援ファイル「あしあと」

- ・「あしあと」ファイルをきっかけとして、保護者と事業所が、また事業所同士が適切な連携を図れるようなシステムを構築します。

③ 療育

- ・医師会等との連携を強化し、療育や医療を身近なところで受診できる地域づくりを目指します。
- ・近隣の療育機関を保護者や関係者に知ってもらうための見学会を開催します。

④ 保育と就学前教育

- ・巡回支援専門員整備事業を積極的に行い、本市の発達障がい児に対する早期支援体制を確立します。
- ・福祉サービスの利用や乳幼児健診に繋がります。

⑤ 学校教育

- ・学校生活で支援が必要な子どもさんには、支援員を配置します。
- ・支援ファイル「あしあと」の内容を、学校・福祉課・関係機関で共有し、統一した支援を行えるようにします。
- ・高等学校との連携・支援体制を構築します。

⑥ 放課後や長期休暇などの支援

- ・放課後等デイサービス事業所が13か所あり、放課後や長期休暇中の療育等を行っています。今後、放課後児童クラブ等との連携を強化し、子どもたちの放課後等を支援していくとともに、巡回相談の活用を進めていきます。

⑦ 卒業後の進路

- ・行政、就業・生活支援センター、ハローワーク、支援学校との連携を強化します。また、中途離職した場合など支援がとぎれないシステムを構築します。
- ・進路選択のための福祉就労事業所の見学会を開催します。

⑧ 保健・医療

- 行政、保健所、事業所、支援学校等関係機関との連携を強化し、医療的ケア検討会議を開催します。
- 医療的ケア児保育支援事業（再掲）
医療的ケア児の地域生活支援の向上を図るため、保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための看護師等の体制を整備した保育所等に対し支援を行います。
- 小・中学校医療的ケア支援事業（再掲）
児童生徒の安全な学校生活及び教育活動の確保並びに保護者負担の軽減等合理的配慮を図るため、小中学校において看護師を配置又は派遣し、医療的ケアを実施します。

⑨ 家族介護者への支援

- 保護者同士の交流、相互理解の場を充実していきます。

《障がい児施策の充実 -目標事業量一覧-》

施策項目	現状事業量	目標事業量 (R7～R11年度)	関係機関等
保護者会『おひさまの会』	奇数月 第3土曜日	奇数月 第3土曜日	福祉課
保護者会『キラキラねっと』	休止中	-	
気軽に相談できる窓口	相談支援事業所 15か所 児童発達支援センター 1か所	相談支援事業所 15か所 児童発達支援センター 1か所	